

## 平治の乱における藤原信頼の謀叛：再評価と動機形成をめぐって

著者	古澤 直人
出版者	法政大学経済学部学会
雑誌名	経済志林
巻	80
号	4
ページ	283-337
発行年	2013-03-15
URL	<a href="http://doi.org/10.15002/00008687">http://doi.org/10.15002/00008687</a>

# 平治の乱における藤原信頼の謀叛

## — 再評価と動機形成をめぐって —

古澤直人

### 問題の所在

藤原信頼は周知の人物ではない。高校教科書には、平治の乱を起こした院の近臣として登場し、用語集などでは「後白河天皇に重用されたが、藤原通憲と勢力を争い、源義朝と平治の乱を起こし、敗れて斬罪になった」<sup>1)</sup>人物として解説されている人物ではあるのだが、一般には、あまり有名な人物とは言いがたい。

そうしたなかで、2004年にこの信頼の存在に注目されて再評価をされ、それによって、現在まで数多くの新見解を公にされてきたのが元木泰雄氏である。元木氏によって見直された信頼は実に頼もしく強力な存在である。即ち<sup>2)</sup>、「自在に武士を行使できる、武門というべき立場」(2004/2012b, p162)であり、保元の乱後、信頼が「反信西派の主導権を得たのは、義朝という自在に操縦できる武力が存したため」(同, p.172)であり、「奥州藤原氏を掌握し、伊勢平氏とも連係する立場」にあり、「当時の有力武士すべ

1) 『日本史B用語集』(山川出版社, 2006, p.77), 『日本史必携』(実教出版, p.83)も「後白河院政開始後さらに高官を望んだが信西に阻まれ、信西と対立」との情報を付加している以外はほぼ同様の記述である。

2) その他にも例えば、「武力を自在に行使できる信頼」(2012b, p.167)という記述、(信頼が)「関白基実を妹婿として摂関家の武的基盤となったことも、信頼の武門という性格を明示する」(同, p.172)との記述など、元木氏による信頼の再評価は顕著である。

てと関係を有し、自在に強力な武力を行使しうる最大の武門」（同、p.188）ともよぶべき存在であり、「自在に義朝を動員」（同、p.188）できる力を有し、さらに、「信頼は、義朝を中心とした武力を掌中におさめ、急速に京における武門の統合者という立場にのし上った」（同、p.188）存在であったとされる。こうした元木氏の認識は、指導的な中世史研究者の祖述するところとなっており、現在の学界において大きな影響力を有しているものと判断される<sup>3)</sup>。

本稿は筆者の謀叛研究の一環であって、信頼謀叛の動機究明が第1の課題である。しかし直接の執筆契機は、別稿Ⅰ<sup>4)</sup>でも述べたとおり、2013年度の「平治の乱」の講義案作成に当たり、当初、依拠すべき著作と想定した元木氏の関連業績を引用する前提として、氏の関連諸業績と関連諸史料を精読し直して大きな疑問が生じ、その過程で成稿にいたったものである。そこで第2の課題として、元木氏による藤原信頼再評価の是非検証が本稿の課題の1つとなっている。別稿Ⅰでは保元の乱後の義朝の勲功賞と官爵、それへの義朝の不満に関わる問題を中心に義朝謀叛の動機を検討したので、本稿では元木氏による藤原信頼再評価の是非を検証した上で、本来の課題である信頼謀叛の動機を考察するという手続きをとることにしたい。

- 3) 美川圭氏は、「彼（信頼一引用者）が知行国としていた武蔵国、あるいは一族が知行国としていたらしい陸奥国における誼もあって、源義朝という自由に動かせる武力をもっていた。彼自身は武士ではないが、武家の棟梁的な性格を備えていたといえるのである。また、関白藤原基実を妹婿として、その後見役といった立場にもあった。」（美川2006、p.116）と元木説を祖述され、野口実氏も、「この乱の原因を義朝と清盛という武門同士の対立に求めようとする通説は誤りで、乱発生の本質的な原因は伝統的院近臣家と新興の信西一門との対立にあり、義朝はあくまでも藤原信頼に従属する形で信西追討の武力をになったにすぎなかった（元木泰雄『保元・平治の乱を読みなおす』）」（野口2007、p.111）と直接元木説を引用されている。野口氏同書によれば、元木・美川・野口3氏は、元木研究室での月1回の研究会に参加されている由であるから（野口2007、pp.190-191）、この理解は3氏共通の了解事項であるのかもしれない。しかしその他にも、例えば、本郷恵子氏も、「信頼が義朝という自由になる武力を手に入れたことが、（平治の乱の一引用者）直接の引き金になったと考えられる。」（本郷2008、p.89）と元木説を引用されており、その説の影響は東西を問わず大きいと判断される。
- 4) 義朝の問題を扱った別稿を別稿Ⅰ、本稿をⅡ、さらに河内祥輔説（2002）、および河内説批判をあつかった別稿を別稿Ⅲとして区別し、以後、この区別を本稿でも使用する。

## 一 藤原信頼に対する再評価

### 1 藤原信頼をめぐる「通説」理解

藤原信頼の再検討にあたって、元木氏は「およそ日本史を学んだことのある人の中で、平治の乱の張本人藤原信頼に好印象をもつ御人はまずおられないであろう。」(2012b,p.155)とこれに続く以下の印象的な文章で書き出している。

㊦『平治物語』によると、「文にもあらず、武にもあらず、能もなく、又芸もなし。ただ朝恩にのみほこりて」急激な昇進を遂げたという。『愚管抄』でも「アサマシキ程に<sup>(ママ)</sup>御寵アリケリ」と批判的な記述が見える。「寵」となると、上皇との男色関係を念頭においた記述であることは疑いない。

したがって、彼は無能でありながら、後白河院との男色関係によって破格の出世を遂げたことになる。そればかりか、昇進に待ったをかけた信西に逆ギレして殺害し、二条天皇・後白河院を幽閉して好き勝手な政治を行うが、あげくの果てに自身の失策で天皇・上皇の脱出を許し、平清盛の前に敗北する。それも、合戦に際して味方の義朝に罵倒され、武具を身につけるものの落馬して鼻血を出す体たらく……。『平治物語』と『愚管抄』の信頼像は共通しており<sup>5)</sup>、それをまとめると、こんなところになるだろう(2012b,pp.155-156)。

以上、㊦のように信頼像をまとめた上、「史料が敗者に辛辣なのは当然」であり「とくに『平治物語』の場合は有能な信西と対比するため、過度に無能を強調した面もある」とし、「こうした記述をそのまま真に受けるのはいかなものか。」<sup>6)</sup>と反問して<sup>7)</sup>、再検討に取りかかられたのである(圏点

5)『平治物語』と『愚管抄』の信頼像が共通しているという指摘には筆者は従えない。

——引用者、以下とくに断らない限り同じ)。

しかし「日本史を学んだ」つमりの筆者には、元木氏が考察の前提とされた㊦の信頼像は逆に新鮮というか、正確には不思議であった。

というのは、こうした信頼像は基本的には文学の創作だと了解していたからである。

すでに1970年に日下力氏によって、『平治物語』古態本は、信西と信頼の対比を軸に描かれ、信頼を攻撃しようとする姿勢が(後出本などより)顕著で、頻繁に「臆病」「不覚人」という非難が向けられ(日下1997, pp.35-37)、「初期『平治物語』」の中で最もその人物の実体に即して描かれているのは、「義朝」で「信頼はおとしめられ、信西は持ち上げられ、清盛もまた持ち上げられる傾向にある」(日下1997, pp.45-46)ことや、「信頼像形象に当たって、笑いを誘う愚かしさがその基幹に据えられた」(日下1997, p.53)ことが論じられていた<sup>8)</sup>。

1992年刊『新古典文学大系43』の「平治物語 解説」でも、古態本では、乱の首謀者藤原信頼は「逆臣として徹底化され、その犠牲となる藤原信西

6) 元木泰雄2012 b, p.156. 2012a, p.49もほぼ同様。

7) この反問が誰に発せられたものか判然としない。文学に造詣の深い一般読者であるとすればさほど問題はない。もし、研究者をも含んでいると考えれば、本文後述のごとく、文学の軍記研究でも歴史学でも、学問的通説ではかかる記述を真に受けたことは現実にはかつてなかったものと思われる。

8) 以下の検討における主要史料の出典と表記を例示しておく。『愚管抄』は、『日本古典文学大系 愚管抄』(岡見正雄・赤松俊秀校注, 岩波書店岩, 1967)による。本稿における引用は読みやすきを図り、片仮名を平仮名に改めた。本文中では岩波古典文学大系本から該当ページのみを記した。『平治物語』については、①新日本古典文学大系『保元物語 平治物語 承久記』(岩波書店, 日下力氏(平治物語)校注, 1992)から引用する場合は『平治物語(陽明本)』あるいは『平治物語(学習院本)』として、巻毎の底本を区別して表示し、新大系本の該当ページをそのあとに記した。②岩波古典文学大系『保元物語 平治物語』(永積安明・島田勇雄校注, 1961)から引用する場合は、本文では『平治物語(金刀比羅本)』として同書の該当ページを掲げた。文脈から明白な場合、単に「金刀比羅本」「古活字本」と記した。なお①の「陽明本」「学習院本」をあわせて、②金刀比羅本、③古活字本などの「後出本」と区別する場合は、①『平治物語(古態本)』あるいは「古態本」と表記し『平治物語(後出本)』、「後出本」と区別した。両者を区別しない場合は単に『平治物語』と記した。以上、『平治物語』諸本の異同については、②の解説(pp.16-41)に詳しい。

は…(中略)…忠臣として峻別され」(同, p.579), 一方で, 「従来『平治物語』は, 後出本が享受の対象であった為, 『保元物語』とともに源氏中心の物語と考えられてきた」ことなども指摘されていた。近年では早川厚一氏によって, 『平治物語』成立論の検証が行われている(早川厚一2007, pp.53-62)。

上記日下氏の指摘が自明の前提としてあった筆者にとって, ㊦のような信頼像の形象は, 文学上の創作という基本理解をかねて有しており, 同時に, そうした認識が学問の世界では受容されていると考えていた。さらに, 約20年前平治の乱にかかわる講義を行い, 講義案を作成したときに, 次の節で紹介するような, 歴史学分野の通説記述も参照し, それを理解の前提にして案を作っていたので, 元木氏の㊦のような信頼像は, まさに言葉の正確な意味において, 俗説であると思っていたのである。

## 2 通説(歴史学)における平治の乱の記述

では, 歴史学上の通説<sup>9)</sup>はどういうものだったろうか。

何をもって「通説」とするかがまず問題となろうが, 戦後2度(1962, 1976)の岩波講座の「平治の乱」関係記述(下記㊦㊧), 『日本歴史大系』(1984)<sup>10)</sup>(山川出版社)の「平治の乱」関係記述(下記㊨), 『平安時代史事典』(1994)「平治の乱」の説明(下記㊩)を取り上げ, この4つを, 1960年代から1990年代までの(10年ごとの)〈通説の指標〉として比較対象としたい。

9) 「通説」「通説的理解」という時, 一般には, 「①真理に到達した造詣の深い説。通達した説。」あるいは「②世間一般, または, その世界で, その主張が認められている説」(『日本国語大辞典 第2版』)という意味で使用しているのだが, 元木氏の用語法では, 「はっきりした根拠もなく, 世間一般にいい伝えられている説。世俗の人の説。」(『日本国語大辞典 第2版』)という〈俗説〉に近い言葉として, ほぼ例外なく(否定的な文脈で)使われているので, その点注意が必要である。

10) 『日本歴史大系』第2巻序文には「研究史の総括的任務を主とする場」「安定性のある理解をめざした」(永原慶二執筆)と記されており, 一般にもそうした通説的記述として信頼されているように思われる。

表 1

	㊦竹内理三1962	㊦田中稔1976
㊦ 政治的背景	<p>①後白河院政の開始は、親政によってともかくも一本化した貴族社会に、再び複雑な様相を現した。通憲（信西）の院政派、二条天皇を中心とする天皇親政派、更に保元の乱後、ようやくその実力を自覚しはじめ、単なる雇兵の隊長から脱皮しはじめた源平二氏の棟梁、しかもそのいずれもが単独では主導権を確立するほどの勢力をもたず、相互に離合集散してその地位の確立につとめたからである。しかもこの三派のうち二派までが、その権力の根源を院のデスポット以外のところにもつところに、院政の直面した最初の危機があった<sup>(11)</sup>。／(11)石母田正『古代末期政治史序説』下巻378-388ページ／頼長の排除にもきわだって表面に出なかった忠通は、後白河親政および院政期も同じであった。表面だって二条天皇親政派として院政を牽制したものは、権大納言藤原経宗と検非違使別当藤原惟方とである。前者はその妹が二条天皇の生母であり、後者は、白河院政期に近臣として威勢をふるい「夜の関白」といわれた顕隆の孫にあたり、その母が二条天皇の乳母である。更に彼らを背後において力づけたものに太政大臣藤原伊通がある。彼は、白河上皇の近臣の一人修理大夫顕季の子で、白河院政期には判官代、鳥羽院政期には二条天皇のために『大槐秘抄』を撰してその冒頭に「君はよの事をきこしめさむとおぼしめすべきなり、きこしめさでは、いかでかかはうるはしき事をば、をこなはせおはしますべき」と書き出してはばからなかった<sup>(12)</sup>／(註12)の伊通の注4行略)。</p>	<p>③保元3年(1158)、後白河天皇はその子二条天皇に譲位し、院政が復活された。二条天皇側近の中には後白河上皇の院政を廃止し、二条天皇の親政を企てる者がおり、信頼＝義朝ならびに親政派はひそかに信西排斥の陰謀を廻らした。</p>
㊦ 義朝の不満	<p>②保元の乱の実戦で、源義朝は平氏一門よりもはるかに力闘して、勝利の原因をつくった。勝因となったのは清盛ではなく義朝であった。にもかかわらず乱後の思賞に、平清盛は播磨守・弟頼盛・教盛らにいたるまで思賞をうけたに反して、源氏は義朝一人わずかに右馬権頭、しかも父の助命をきかれず、一家壊滅に近い打撃をうけたことによって、深い不満をいだいた。そのうえ、内裏造営に当たって平家一門は貞観殿・仁寿殿・淑景舎・宮城諸門を造進して世人の目をひいたのに対し、義朝はわずかに北門を造進するにすぎなかったわびしさ。義朝は信西の権勢をみてこれと結んで地位の挽回をはかろうとし、信西の子是憲を掣に迎えようとして拒まれたばかりか、かえって信西は子重憲を清盛の掣にした。雇兵隊長もいやでも自己自身のおかれた地位を自覚せざるをえなかった。たまたま信西のために希望の官途につくことを拒まれた院の近臣藤原信頼にさそわれてこれに応じたのは当然であろう。</p>	<p>①保元の乱後、源義朝はその戦功にもかかわらず父為義らを斬ることを要求され、また思賞面でも平清盛に及ばなかった。そこで信西に接近することによって昇進を計ろうとしたが、娘を信西の子に嫁せしめることを拒否されたばかりか、かえって信西は清盛の娘をわが子の妻とした。ここに義朝は信西ならびに清盛に対する敵愾心を強くした。</p>
㊦ 信頼の不満	<p>③信頼は、天皇親政派藤原惟方の甥(母方)に当たり、弟信俊は惟方の掣に迎えられていた関係から、天皇親政派とも結ぶことができたのである。</p>	<p>②一方藤原信頼は後白河天皇の側近の一人として信任を得ていたが、信西との間は不仲で、その排撃の機を狙っていた。そこで信頼は義朝を味方につけて信西＝清盛に対抗しようとした。</p>

㊦石井進1984	㊧橋本義彦1994	
<p>①天皇中心の政治体制を推し進めていた後白河天皇は、保元3年(1158)になって、わが子守仁親王(二条天皇)に譲位し、新たに上皇となって院政を開始した。元来、院政という政治形態では、その本質上常に上皇と天皇との対立が生じやすい。特にもともと二条天皇への仲継ぎ役としてはじめて即位しえたという事情をもつ後白河上皇の場合には、その危険が大きかった。こうして上皇と天皇の間にはかねて微妙な空気が流れていた。天皇の支持者だった鳥羽上皇こそ今は亡いけれど、膨大な皇室領荘園を譲られ管理している美福門院はなお健在で、政治的影響力もけって小さくはない。そうした力を背景に、英明の誉れ高い天皇は、とかく上皇を無視して天皇親政への傾向を顕わしがちであった。その側近には、天皇の生母の弟でまた天皇の女御代の父にもあたる大納言藤原経宗と、天皇の乳母の子検非違使別当藤原惟方など、相当の政治家がついていた。また武士の中でも清和源氏の一方の旗頭で、頼光の子孫にあたる源光保も、その娘が鳥羽上皇最後の寵姫となり、二条天皇の乳母を務めた関係で、天皇勢力の一員となっていた。/それまでほとんど一手に朝廷内を切り回してきた信西にとって、こうした状況の発生は、その権力に対する危険信号であった。</p>	<p>①平治元年(1159)都で起きた争乱。保元の乱に勝利を収めた後白河天皇の朝廷では、摂関の権威は失墜し、乱平定の功勞者信西入道が天皇親政を標榜して新政策を打ち出し、荘園記録所を開設し、内裏を復興するなど、目ざましい活躍を遂げた。しかし保元3年(1158)天皇が皇太子(二条天皇)に譲位して上皇となるに及び、白河・鳥羽院政期の院近臣の系譜を引く廷臣らが、上皇と天皇の周辺にそれぞれ近臣グループを形成し、主導権争いに動き始めた。</p>	<p>㊦政治的背景</p>
<p>③ここで保元の乱に大きな戦功をあげながら、信西と結んだ平清盛に押さえられて一向にめがはず、不満を感じていた源義朝と信頼との連合が成立した。</p>	<p>③一方、平氏にまさるとも劣らない武力を誇っていた源氏の棟梁、義朝は保元の乱に大功を立てたにもかかわらず、父為義以下一族の処刑を阻むことができず、大きな痛手を被って平氏の優位をもたらしたので、勢力挽回の機をねらっていた。</p>	<p>㊧義朝の不満</p>
<p>②だが、さらに身近の院近臣内部でも、上皇の寵愛を受けた中納言藤原信頼がにわかに勢力を伸ばしてきて、信頼を頭目とする反信西派が形成されるにいたった。信西と信頼の対立は表面化し、信西はしばしば上皇に信頼の信用しがたいことを説いたが効果はかならずしもあがらず、かえって信頼の対立感情を刺激する結果となった。任官の望みを妨害された信頼は、ついに武力に訴えて信西を除こうと考えようになった。</p>	<p>②鳥羽院第一の近臣藤原顕頼の外孫藤原信頼もその一人で、後白河院の寵を得て官位も躍進したが、信西に前途を阻まれたとして、その排斥の機をうかがっていた。</p>	<p>㊦信頼の不満</p>



④ 乱の経緯と反乱軍の敗因	<p>④これに対し、通憲は清盛と結んだ。平氏は、次章で述べるところ、既に数代前から武士の棟梁でありながら、院近臣の性格が強く、術策の上でははるかに義朝をしのいでいた。平治の乱については、保元の乱の『兵範記』のごとき乱当時のなまなましい記録は欠くが、平治元（1159）年12月、清盛一家をあげての熊野詣での留守をねらっての信頼・義朝の叛、通憲の逃亡と自殺、天皇および上皇の幽閉、除目、旬日後の清盛の反撃、義朝・信頼の敗北、という経過は疑いない。注目すべきは、信頼らの叛乱の一時的成功は、清盛の不在であることにあったことを忘れて、通憲の首を得ることのみで満足して、真の敵が平氏にあることを認識せずに放置したことである。これはしかし、信頼だけの認識不足ではなかった。院および院を含めた貴族全体にも通じたことである。</p>	<p>④翌平治元（1159）年、平清盛が熊野詣のため京都を留守にした間に、信頼・義朝は兵を挙げて信西を討ち、院・天皇を手中にして政権を握ろうとした。しかしその後の処置がゆるく、清盛の帰京を許したばかりか、親政派の寝返りから院・天皇を清盛方に奪われてしまった。このためこの陰謀は失敗し、義朝は敗れて東国に逃れようとしたが、途中尾張国内海庄で家人の長田致忠に殺され、その子頼朝はかろうじて助命され伊豆国に流されるという結末となった。</p>
⑤ 乱の意義	<p>⑤乱自体は保元の乱と同様、わずか一日の戦闘で勝負が決まったが、天皇および上皇が清盛によってその身の安全を得たことは、もはや古代権力も、武力と結ぶことなくは、権力はもちろん、自身の安全すら期し難いことを明らかにした。<sup>(13)</sup>／〔註〕(13) 叛の最初の成功は、信頼らが天皇親政派との連合に成功していたことにかかっていた。しかし清盛の帰京とともに天皇親政派は信頼らを裏切って清盛と結んだために形勢は逆転し、信頼らは失敗した。3派のどれも自己だけでは確立しえないことを明瞭に示している。</p>	<p>⑤この乱でもまた宮廷陰謀のみでは決着は付かず、その主役となったのは平清盛・源義朝であり、政権の争奪・維持には武士の力をかりることは不可欠であることが明確となり、政局における武士の発言権は次第に強大になって行くことになった。</p>

<p>④また代々の院北面の武士として重用されていたのに、信西の天王寺参詣の供を断わったため免職・籠居の憂き目をみていた文徳源氏の源季実のような不平の武士もこれに加わった。そして二条天皇親政をめざす藤原経宗・惟方らとの連携にも成功した。／こうした反信西派連合が機会をうかがっているうちに、平治元年（1159）12月はじめ、信西と結んでいた平清盛は、子息はじめ一族・郎党を引き連れて熊野山の参詣に出かけ、信西派のもっとも有力な武将は京都を留守にした。この時を逃さず、12月9日の夜、信頼・義朝らは数百の軍勢を動員して上皇の御所三条殿を急襲して信西を討とうとした。いち早く変事を察知した信西は、たくみにその手を逃れ、いったんは南山城の山中に隠れたが、まもなく討手をかけられて自殺し、その首は京都でさらされた。／信頼らは奇襲の成功に心おごり、信西の子息らを諸国に流罪にし、上皇・天皇をほとんど幽閉に近い状態にしておきながら、自派のみの論功行賞に熱中していたため、すっかり朝廷の人心を失ってしまった。一方、熊野への参詣の途中で急報をえた平清盛一行は、紀伊国の武士湯浅宗重一族や熊野山の別当湛快らの援助をえてただちに京都にとって返し、17日に六波羅の館にはいったが、信頼らは平氏一族の帰京を無為にみすごした。偽って信頼らに臣従の意思を示した清盛は、一方で信頼の専制に不満な二条天皇派と示し合わせ、天皇を内裏から平氏の六波羅邸へと脱出させた。また上皇もこの間に仁和寺に逃れた。／事態はここに急転し、12月27日には、源義朝と平清盛の率いる両軍が、大内裏や六波羅付近で激しく衝突した。二条天皇派の源光保・同頼政らの武士もまた態度を変えて平清盛方についたため、源義朝の軍勢は孤立し、ついに完敗した。信頼もまた捕えられて殺された。東国に逃れようとした義朝は尾張国で殺され、義朝の長子義平らの子供たちも、捕えられたり殺されたりした。その中でただ一人頼朝だけが死罪を赦されて伊豆国に流された。こうして平治の乱は終りを告げた。</p>	<p>④ こうして平治元年12月4日、平清盛が一族を率いて熊野詣に出立するや、信頼と義朝は好機到来とばかりに、9日夜半、院御所と信西第を襲い、内裏を占拠して上皇と天皇を幽閉した。そして危難を察知して都を脱出した信西も、田原の山中で義朝の軍兵に発見されて自害した。変事の急報に接した清盛らは、急いで都に引き返し、16日夜半には六波羅第に入り、恭順を装って信頼らを油断させ、25日夜、天皇を内裏から救出して六波羅第に迎え、上皇を仁和寺に脱出させることに成功した。信西排斥に賛同した天皇の近臣藤原経宗・惟方らが清盛に内通したからである。ここにおいて形勢は一変し、清盛は信頼・義朝追討の宣旨を奉じて内裏に攻撃をかけ、これを打ち破って信頼を捕らえ、26日六条河原で処刑した。再起を図って東国に落ち延びようとした義朝も、尾張の内海で旧臣長田（平）忠致に謀殺され、3男の頼朝だけは辛うじて一命をとりとめたが、伊豆に流され、源氏は壊滅的な打撃を被った。</p>	<p>④ 乱の経緯と反乱軍の敗因</p>
	<p>⑤ かくて都を制覇した平氏は、急速に覇権を全国に広げ、平氏政権の樹立に邁進した。</p>	<p>⑤ 乱の意義</p>

㊦の字数はやや少なく、㊧㊨の字数が多少多いが、その点を考慮しても、比較検討が可能な範囲の記述であろうと判断した。4氏の記述を、記述要素ごとに区切って表1に一覧化してみた。

まずはじめに、4者の平治の乱にかんする記述量を記しておく。

㊦ 竹内理三「平氏政権と院政」中の「平治の乱」(約36行, 約1800字)(竹内(1962/1999, pp.229-231,)

㊧ 田中稔「院政と治承・寿永の乱」中の「2 保元・平治の乱」の内の保元の乱後の記述(約26行, 約1350字)(田中1976/1991, pp.10-11)

㊨ 石井進「平治の乱」(本文35行, 約1800字, 注18行, 約800字, 合計2600字, ただし本文のみを比較対象とした。)(石井1984/2004, pp.123-125)。

㊩ 橋本義彦氏執筆「平治の乱」(本文45行, 約900字)

各論者の記述は、以下の5つの要素からなっている。

㊰ 政治的背景(親政派と院政派という対立)

㊱ 義朝の動機(不満)

㊲ 信頼の動機(不満)

㊳ 乱の経緯と反乱軍の敗因

㊴ 乱の意義

各論者が限られた紙幅でどのように平治の乱を記述しているのかを実際に比較検討するために作成した表1<sup>11)</sup>、の記載行数にもとづき、表2(各論者の平治の乱の記述行数)、表3(各論者の要素別の記述比率)、グラフ1(表3のグラフ化)を作成した。

まず表1に引用した4者の記述を通覧していただきたい。もっとも字数が大量なうえ、字も小さいので、通覧はやや忍耐を要するかもしれない。ざっと記述量の比較をして、表2、表3、グラフ1に注目していただき、

11) 一続きの叙述について、㊰から㊴の分類にそくして、分割し直し、引用した。なお、括弧つきの数字は、各論者の元の叙述の順番を示す。

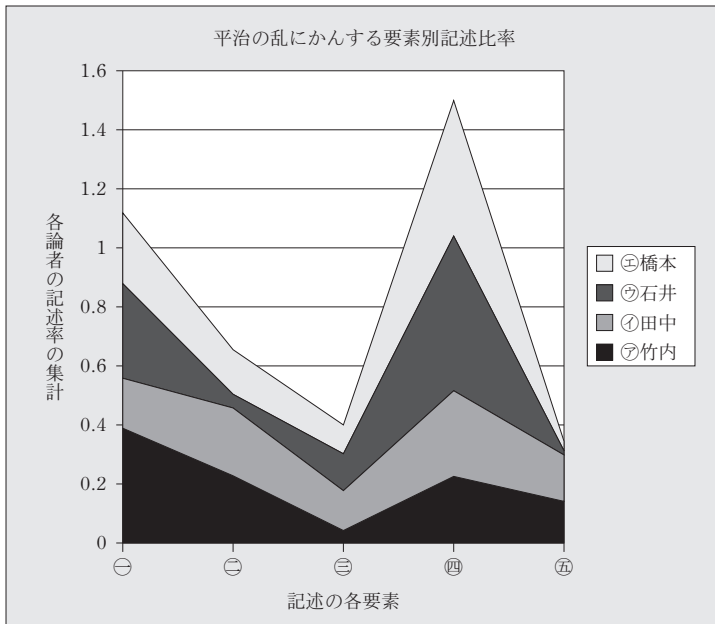
表2 平治の乱にかんする4氏の記述行数

記載要素の分類	㊦政治的背景	㊧義朝の不満	㊨信頼の不満	㊩乱の経緯と反乱軍の敗因	㊪乱の意義	㊫行数総計
㊷竹内理三	24	16	3	14	10	67
㊸田中稔	9	13	7	17	9	55
㊹石井進	21	3	8	33	0	65
㊺橋本義彦	17	9	6	32	3	67

表3 平治の乱にかんする要素別記述比率

分類別記載要素の全体での比率	政治的背景 ㊦/㊫	義朝の不満 ㊧/㊫	信頼の不満 ㊨/㊫	乱の経緯と反乱軍の敗因 ㊩/㊫	乱の意義 ㊪/㊫	比率数値総計
記載要素の分類	㊦	㊧	㊨	㊩	㊪	
㊷竹内	0.358	0.239	0.045	0.209	0.149	1
㊸田中	0.164	0.236	0.127	0.309	0.164	1
㊹石井	0.323	0.046	0.123	0.508	0	1
㊺橋本	0.254	0.134	0.089	0.478	0.045	1

グラフ1



興味に応じて参照していただくだけでもよい。

はじめに、㊸から㊹までの記述要素の比率をまとめたグラフ1により、全体的な特徴を述べておきたい<sup>12)</sup>。

量的な記述要素の比較から言えば、

$$\textcircled{四} > \textcircled{一} > \textcircled{三} > \textcircled{二} > \textcircled{五}$$

となる。つまり、論者によりばらつきはあるが、量的にもっとも重視されているのは、㊸の〈乱の経緯と反乱軍（信頼・義朝側）の敗因〉の記述である。量的に最大のこの㊸から考察していきたい。

#### 〔㊸乱の経緯と反乱軍の敗因〕

乱の経緯を記すにあたっては、〈清盛の熊野詣での隙をついての、12月9日の信頼・義朝の軍事的蜂起、信西の逃亡と自殺、二条天皇・後白河上皇の幽閉、信頼派の論功行賞、清盛の帰京、反信頼派の政治工作と経宗・惟方の寝返り、25日の二条天皇の脱出、26日の信頼・義朝等と清盛等の戦闘、27日の信頼処刑、等々〉の事件の具体的諸要素を書き込む必要があると想定される。ゆえに、この㊸が量的に多くなるのは、内容的に考えても納得できるものである。次に、㊸の分析に進みたい。

#### 〔㊸政治的背景（親政派と院政派という対立）〕

筆者にとって、やや意外な感じがしたのだが、各論者とも、㊸の事件の政治的背景の説明にかなりの紙幅を割いているという点である。

㊸竹内の場合は、㊸<sub>1</sub>㊸の事件の経緯にかんする記述要素を極限まで圧縮し、二条親政派の政治動向に最大の力点をおき、㊸の倍にあたる記述をこの㊸の説明にあてている点が注目される。

12) なお以下の数ページにわたる記述は、各論者の記述量の分野別比率が、各論者の平治の乱を説明する場合の〈力点〉あるいは〈乱をみる視角〉と相関関係があるという仮定にたっている。それゆえ、この仮定による一考察にすぎないという限界を有している。この点をご了解いただいて、以下の分析をみていただきたい。

竹内は、院政派、親政派、源平2氏の棟梁という3つの政治勢力に分け、親政派と源平2氏の棟梁の基盤が「院のデスポット」以外にあったところに院政の危機をみている特徴があるのだが、具体的には、⑦<sub>2</sub>親政派の動向(つまり親政派と院政派との対立)を重視しているといえよう。

④田中も短い記述のなかで④<sub>1</sub>親政派による院政廃止の動きを記す。

⑦石井は、院政の宿痾としての上皇と天皇の対立を注意した上、とくに⑦<sub>1</sub>中継ぎの後白河の場合の危険の大きさを指摘し、具体的には竹内同様、親政派の人脈を説明する。

⑤橋本氏は、旧白河・鳥羽という⑤<sub>1</sub>院近臣グループの主導権争いという点に主たる政治的背景をおさえている。もちろん、親政派、院政派、源氏・平氏の動きのほかに、(平治の乱に直接関わる、表1に引用した記述の、直前に記された)保元の乱の結果にかんする記述において、摂関家の権威・権力の決定的な失墜を指摘しているという点に読者の注意を喚起しておく必要がある<sup>13)</sup>。

なお、次の③の信頼の不満に関わる記述が少ない点は後述する。

また③の義朝の不満に関わる記述については、別稿Iでとりあげたので、ご参照いただきたい。

以上、通説における〈平治の乱の記述(政治的要因)の特徴〉を要約すれば、保元の乱後における摂関家の権威失墜を前提とした、(後の)親政派の動きの重視といえるだろう(⑦<sub>1</sub>, ④<sub>1</sub>, ⑤<sub>1</sub>, ⑥<sub>1</sub>)。

しかし、以上の通説理解が仮に正しいとするならば、逆に、理解できなくなるのは、〈元木氏による通説理解〉である。

一例として典拠の示されている『院政期政治史研究』から引用する。

④通常平治の乱の原因・経過は、次のように考えられている。まず貴族

13) 「摂関家の政治的地位の低下はいよいよ決定的となった」(田中1991,p.10)、「摂関家の権威と権力が、従来にも増して決定的に低落したことも重大な事実であった」(石井2004,p.120)、「摂関家の権威は失墜」(橋本氏)と記されている。

における信西と藤原信頼の対立と、武士における平清盛と源義朝との対立が結合し、信西・清盛対信頼・義朝の対立に発展し、後者の先制攻撃で信西が倒されたものの、清盛の反撃によって信頼・義朝は敗れ、清盛が勝利を収めたというのである。そして全体としては、後白河院近臣相互の抗争という位置づけがなされている<sup>(47)</sup>。(注—原文)<sup>14)</sup>

②しかし、②この図式は乱直前の後白河院政派と二条親政派という政界の基本対立を視野にいれておらず、また信西を単に後白河院近臣とする点で疑問を残している。(元木1996,p.135)

元木氏は、通説<sup>15)</sup>を④のように要約して、その典拠として、竹内理三『日本の歴史5 武士の登場』、飯田悠紀子氏『保元・平治の乱』等を注<sup>(47)</sup>で挙げ、かかる、通説の問題点として、上記②を挙げている。

しかし、竹内の1965年の『武士の登場』の関係記述は、上記の1962年の岩波講座論文の同一基調の記述（ほとんど流用といってもよい）である。竹内の当該書2004年改版・中公文庫版によれば、387頁から415頁までが平治の乱関係記述だが、「離合つねなき宮廷」と題し、院政派、親政派、武家棟梁3派の対立から「平治の乱」の記述をはじめている。その記述内容は、『武士の登場』の3年前に竹内によって書かれた（表1に引用した）岩波講座論文⑦とほぼ同様である<sup>16)</sup>。竹内は通史でも岩波講座論文と同じ態度を

14) 上記の元になった1986年の「院政期政治史の構造と展開」の該当ページには「(1) 平治の乱にいたる政情については竹内理三氏著『日本の歴史6 武士の登場』、飯田悠紀子氏著『保元・平治の乱』等で論じられている。」(元木1986, p.72)という記述がみられ、この注がそのまま著書に残った可能性もある。しかもその原著の注にあたる本文では「保元の乱による摂関家の解体の後、後白河院政派と二条天皇派の対立という、権力中枢分裂の契機は依然として継続していた。かかる政情の不穏が、やがて平治の乱へ発展する遠因ではあるが(1)……」とあって、竹内・飯田の著書が比較的正しく要約されていた。ゆえに、筆者にはこの点からも、両著を典拠として②のような、「疑点」を提示した意味が理解できないのである。典拠を挙げられている場合も、きちんと注に示された典拠と本文が整合しているか確認されているのか疑問が生じる。

15) ④の「通常」を「通説」の意味と同義であると解した。

16) 『竹内理三著作集6 院政と平氏政権』1999, p.401「解説」で、五味文彦氏は竹内のこの岩波講座論文を指して「今日においても、平氏政権に関する最もまとまった形での論考といえてよいであろう。」と記されている。同感である。

とっており、その意味で元木氏の指摘される②<sub>1</sub>の批判は完全に的外れである。

飯田悠紀子氏の著作の場合どうか。飯田氏の『保元・平治の乱』(1979)では、136頁から144頁で保元の乱後の政情について記されている。竹内『武士の登場』や安田元久『院政と武士』の説に触れ、『愚管抄』『兵範記』『大槐秘抄』等の史料を引用しつつ、二条即位、「天皇親政派」について詳しく記し、その後、「院近臣間の対立」(同、p.144)に筆を進めている。よって、飯田氏の著作について検討した結果も、元木氏の引用は完全に的外れである。

元木氏の④のごとき〈平治の乱にかんする研究史把握〉そのものが不当であると言うつもりはない。ただ、元木氏の挙げた典拠との照合によるかぎり、④に例示された「通常」の説の内容は、元木氏の創作であって、④の典拠として注(47)に挙げられた竹内・飯田氏の両氏の著作の引用あるいは要約ではありえないと判断されるだけである。

「些末な指摘ではないか」との批判も予想されるこの指摘を記す理由の1つは、若い読者や一般読者にも問題点を記しておく責任を感じること、第2に、——別稿Iでも触れたように——、元木氏の著作群の検証過程で、こうした本文の記述とその典拠の不整合に多く出会い照合にすこぶる難渋したからである。これは歴史学の〈事実立脚性〉の原則<sup>17)</sup>に反し、同時にここには研究史の軽視あるいは無視が認められる。

院政期の専門家である氏に、院政期研究に疎い筆者が言うのは、釈迦に説法の危険が大きいことは重々承知している。岩波講座論文上記⑦、⑧は当然のこととして、例えば、『日本古代史研究事典』(1995、東京堂出版)の「保元・平治の乱」に「参考文献」として記された諸論考について、元木氏

17) 遅塚忠男は、歴史学が「一つの学問であり続けるからには、そこには変わらざる基本的骨格がある」とし、それを「歴史学の約束ごと：論理整合性と事実立脚性」としている(遅塚2010、pp.1-3、p.201、pp.349-350)。遺作となってしまった遅塚のこの著作には、歴史学のありかたについて深く教えられた。



が目を通しておられないとは通常は想定できない。それゆえ、㊦にかかわる適切な典拠を元木氏がご存じないとはなかなか考えられない<sup>18)</sup>。

ゆえに、おそらくは、手近な通史叙述を例示されただけなのだろうとさしあたり推測したい。ただ、例示した典拠の記述と、本来その引用・要約にもとづくはずの自己の記述の間の、適切な照合されていないことによるものであろう。「通説」「通説的理解」という元木氏の記述に接するとき、筆者は、以後相当に慎重な姿勢をとらざるをえないゆえんである。

### 3 平治の乱における信頼にかかわる通説について

表1～3およびグラフ1の問題にもどり、研究史上の信頼関係記述について確認しておく。表1の㊦の記述を横に確認していただきたい。

[㊦信頼の動機(不満)]

この㊦の点について、㊦竹内理三は、信頼がその血縁(惟方の甥(母方)に当たり、弟信俊は惟方の甥)から、天皇親政派とも結ぶことができた事情を記している。

㊦田中稔は、信頼が、㊦信西と不仲で排撃の機を狙い、義朝を味方につけ、信西＝清盛に対抗しようとしたと記す。

㊦石井進は、上皇の寵愛をうけ勢力を伸ばした信頼を頭目とする反信西派が結成され、信西による諫言と㊦(信頼)任官妨害によって、信頼が武力蜂起を意図するに至ったことを記す。

㊦橋本義彦氏は、石井と同様に、上皇の寵愛により官位を昇進した信頼が、㊦「前途を阻まれ」、信西排斥をうかがったとされる。

以上、平治の乱に関する通説の信頼にかんする記述の最大の特徴は何か。それは、関係記述がきわめて短く、淡泊であることである。全体の字数とのバランスからみても、なぜ、このようにすっきりとしているか、一見

18) もし㊦の典拠に記すのであれば、筆者のみた範囲では、平凡社・世界大百科事典(第2版)の「平治の乱」の記述(田中文英氏執筆)は、㊦の記述にかなり近いものと思われる。

すると不思議ですらある。なぜ信頼の記述がこれほど少ないのだろうか。

それはおそらく、先学たちが『平治物語』に記された信頼関係記述のみに依拠して信頼の役割を記すことを慎重に避けた結果であろうと思われる。

石井のみは、信頼が「大臣の大將にのぞみをかけ」という『平治物語』の記述<sup>19)</sup>を踏まえ、信頼が「任官の望み」を妨害されたことが蜂起の理由であると記すが、橋本氏は——おそらく同じ事態を念頭におきつつも——「前途を阻まれ」(㊤)と断定を躊躇したとも推量される記述がみえ、竹内や田中はこれにまったく触れなかった。信頼と信西の「不仲」の事実は、『愚管抄』巻5「信西を信頼そねむ心いできて」(大系, p.226)や、有名な『玉葉』元暦元年3月16日条<sup>20)</sup>で確認できるものであるのだが、多くの信頼関係の知見はもっぱら『平治物語』によるため、軍記物語(以下、軍記と略記する)のみに依拠する記述は慎重に避け、きわめて簡潔な記述になったものと推察される。

竹内理三・田中稔・石井進・橋本義彦氏のいずれもが、戦後を代表する平安時代史研究者とあって異論はあるまい<sup>21)</sup>。それぞれ、軍記の扱いには相当の配慮をしていて、少なくとも信頼にかかわる記述にかんする限り、『愚管抄』と『平治物語』の扱いには明確な差を設けている。その点で、我々が初学の時に習った古文書学のイロハに、(我々の先生の世代にあたる)4氏は、通史叙述においてさえも、きわめて忠実なのである。

19) 新大系, p.147, 大系, p.190. 『平治物語(陽明本)』は「官途のみにあらず、俸禄も又、心のごとなり。家にたえてひさしき大臣の大將にのぞみをかけて、か<sub>レ</sub>けま<sub>ク</sub>もか<sub>レ</sub>た<sub>レ</sub>じ<sub>レ</sub>けなく、おほけなき振舞のみぞしける」(新大系, P.147)と記す。「金刀比羅本」は下線部がみられないが、他はほぼ同じ(大系, P.190)。「古活字本」は、下線部「家」の前に、「かくのみ過分なりしかども、猶不足して」との道徳的評論が挿入されている(大系, p.404, なお同, p.35も参照)。

20) 「当今く謂法皇也、和漢之間少<sub>レ</sub>比類<sub>レ</sub>之暗主也、謀叛之臣在<sub>レ</sub>傍、一切無<sub>レ</sub>覚悟之御心<sub>レ</sub>、人雖<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>悟<sub>レ</sub>之、猶以不<sub>レ</sub>覚、如<sub>レ</sub>此之愚暗、古今未<sub>レ</sub>見未<sub>レ</sub>聞者也」(『玉葉』同日条)。

21) 正確には、(戦中)戦後を代表する古代・中世史研究者というべきだろうが、ここでは、平治の乱の引用にかぎったので、本文のように表記した。

『平治物語』にのみもとづいて、「無能」な信頼<sup>22)</sup> などという記述を、学問的な通説的叙述においては、先学がまったく行っていないことを確認しておきたい<sup>23)</sup>。そして、この点は、現在でも十分に強調するにたる価値がある問題と思われる。

以上、迂遠な論証に立ち入ってしまったが、これをようするにこうである。即ち、㊦の信頼像はあくまで、元木氏の創作であるということにつきる。『愚管抄』と『平治物語』をまとめ自作の信頼像を戯画化して提示し、所論の前提とすることは——近代歴史学および古文学書の伝統を踏まえるならば——歴史研究者としては慎むべき態度と思われる。

## 二 信頼「再評価」の検証

### 1 信頼の急速な昇進と信西の「容認」について

しかしながら、かりに㊦の記述が、軍記にもとづく創作であるとしても、㊦に記された〈「無能」な信頼〉という人物像を前提として、これを見直し、

22) 元木氏においては、信頼について、無能ではないという否定の文脈を含め、「無能」の語が多用されている。論拠を問われると困るので、一応念のため、近年(21世紀)の著作で、気付いた限りを挙げておく。元木2002b, p.56では、文字どおり『平治物語』に、文武の才もないのに院の寵愛での上上がったとされた藤原信頼のごとく、実務的能力に欠けた無能な人物であった」として本文中に記されていた。元木(2004/2012b)では、p.152, p.155, p.156, p.158, p.209, p.210で、元木2011aでは、p.170, p.172で、元木2012aでは、p.49, p.52, p.233で使用されている。信頼以外の人物にも、例えば、元木2002b, p.75では「無能の評判が高い雅仁」と後の後白河が記され、元木2011a, p.123では為義が「未熟、無能」と記され、p.233では「無能・無力に見えた後白河」と記されている。元木2012a, p.47では後白河が「政治的に無能」とされ、p.59では、「後白河の甘さ、無能の所産」、p.127では成親が、「無能な人物ではなかった」と記されている。

23) ちなみに、竹内理三は、通史『武士の登場』のなかでも、「無能」との表記を筆者の気付いた範囲では一度も行っていない。また、元木氏が厳しい批判を行われた河内祥輔氏もその著書のなかで、信頼に対して「愚か者」(「不覚人」と表記するときは、『愚管抄』の「不覚人」の表記の訳語として、つねに括弧付きである(河内2002, p.152, p.153)。歴史研究者がこうした表現を記すときに、実に慎重であるということを確認してみて、筆者は自製のいきどおりに逆驚いた。

再評価するという方法が、それとして成立する可能性を、完全に否定しきることにはできないかもしれない。そこで念のため、元木氏の内在的な論理の文脈に即して、信頼再評価の論拠を検証しておこう。

元木氏は、前掲④の記述の後で信西の昇進が後白河の「寵愛」あるいは「恣意」のみによって実現したものではない、として信頼の見直しをはじめている。「一介の武蔵守」が、保元2年（1157）3月に近衛中将を兼任して以来、蔵人頭（10月）→参議（保元3年2月）→権中納言（8月）→檢非違使別当兼任（11月）、と昇進し、この間位階も従4位下から正3位に5階も急上昇した事実を挙げ、「後白河が信頼を寵愛していたのは疑いない」としつつ、次のように反問した。

④しかし本当に、政治力に欠ける後白河の恣意のみで、こんな人事が実現したのであろうか。すでに竹内理三氏が指摘したように、⑤当時、人事には信西が大きな発言力をもっており、⑥信頼の昇進も信西が容認したからこそ実現した⑦。面があったと考えられる。（2012b, p.156）

ここで引用された竹内理三の叙述のもとになったのは、『山槐記』の次の記事〔史料A〕である。

〔史料A〕（『山槐記』保元4年（1159）正月7日（大成①, p.86））

七日壬戌。天晴。加階事、重付<sub>二</sub>少納言入道<sup>（信西）</sup><sub>一</sub>申<sub>レ</sub>院。雖<sub>二</sub>途別<sub>一</sub>左中弁雅頼朝臣去夜、叙<sub>二</sub>従上<sub>一</sub>云々、仍立<sub>二</sub>種々理<sub>一</sub>奏達。午<sub>レ</sub>尅許有<sub>二</sub>勅許<sub>一</sub>之由、有<sub>二</sub>入道<sup>（信西）</sup>返事<sub>一</sub>、面目甚者也。

竹内はこの史料を典拠にして次の③のように記した。

③①人々は信西に追従し、官途の昇進をのぞむ者があいついだ。②當時従四位下であった中山忠親は信西のとりなして加階され、すこぶる面目を施したとその日記『山槐記』に記している。（竹内2004, p.406）

竹内の㊸<sub>1</sub>の指摘は〔史料A〕自体から導かれることではないが、㊸<sub>2</sub>の史料解釈自体はまったく問題ない。元木氏の引用の仕方㊸<sub>1</sub>→㊸<sub>1</sub>も問題はない。㊸<sub>2</sub>→㊸<sub>2</sub>は、信西が「(忠親加階の) とりなし (=媒介)」をしたという記述 (㊸<sub>2</sub>) と、信西が「(信頼昇進を) 容認 (そのまま認めた)」(㊸<sub>2</sub>) という点の差異が筆者にはやや気になるが、「面があったと考えられる」(㊸<sub>3</sub>) と一片の可能性を類推する限りでは、許容範囲であろう。

しかし、近著の次の記述は、明らかに許容範囲を超えている。

㊸昇進は後白河の寵愛のみで実現したものではない。㊸<sub>1</sub>なぜなら、当時は信西が政治の主導権を握っていたのであり、㊸<sub>2</sub>信頼の昇進は信西も容認していたのである。(元木2012a, p.49)

ここでは先の可能性の類推 (㊸<sub>3</sub>) が断定となってしまう (㊸<sub>1</sub>, ㊸<sub>2</sub>)。追加論証なしに、論理のみが「推測」から「断定」に展開する論考にはときおり接するが、ここもその陥穽におちいつている。信西が〈人事の発言権をもった〉という事実と、〈容認する (=許して認める) 権限をもっている〉、あるいは〈容認する力を有した〉ということは本来別次元の問題である。

信西による叙位・任官手続きへの関与の具体的なありようを考えるため、平安期の関係手続きについて簡単に確認しておきたい<sup>24)</sup>。任官除目の場合、会議前に位階や官職を望む者から申文 (願書) が藏人方に提出され次第の

24) 玉井力2000, p.267以下 (第三部) が詳しいと思われるが、とくに〈叙位〉については、吉川真司1998, pp.390-400 (儀式と文書) も分かりやすく参考になる。なお同書, pp.357-380 も参照。近年では佐古愛己氏が専著をあらわしている (佐古2012)。

25) 下級官職の場合は外記方に提出されると指摘されるが (玉井2000, pp.281-288)、ここでは藏人方の手続きだけを考えればよからう。㊸<sub>1</sub>藏人方の申文は、内覧・奏聞の後、藏人頭・五位藏人をはじめとする藏人達に「撰定」され、簾中の「御硯管蓋」に分類されて入れられる (同, p.302)。㊸<sub>2</sub>これらは種類別に分類され、短冊や袖書を付し、それぞれまとめて「御硯管蓋」に盛られる (同, p.303)。㊸<sub>3</sub> (これらは——引用者) 関白がまとめて申文を受け取り、必要に応じて執筆に下給されることになっていた (同, p.303)。もっとも叙位の場合は、「外記勘文」がかなり重要な役割を中世後半期まで維持したらしい (吉川真司1998, p.364, p.381)。

手続きをへるとされる<sup>25)</sup>(脚注(25)㊟<sub>1</sub>, ㊟<sub>2</sub>, ㊟<sub>3</sub>)。当面問題となる〈公卿・殿上人〉(㊟<sub>1</sub>, ㊟<sub>2</sub>)および〈参議〉(㊟)の除目の手続き, 〈任人折紙〉(㊟<sub>1</sub>, ㊟<sub>2</sub>, ㊟<sub>3</sub>)について, 玉井力氏の研究から必要部分を抜き書きしないしは要約して示しておく。

- ㊟<sub>1</sub>公卿・殿上侍臣等は官職の望があっても申文を出さず, 消息(消息申文<sup>26)</sup>)を奉行人に提出することとなっていた(玉井2000, p.289抜書)
- ㊟<sub>2</sub>これは内々に天覧に供するのであるが, 蔵人による申文撰定の対象とされない(同, p.289, 抜書)
- ㊟参議を申す申文のみは正式のもの(脚注㊟の手続き——引用者)を提出することとなっていた。この場合の申文の提出先も「消息申文」と同じく, 蔵人方に出されたものと思われる(同, p.306, 抜書)
- ㊟<sub>1</sub>しかし, 儀式の表に出ない「備忘物」で, 本来天皇の仰を書き留めるものであった「任人折紙」が, 白河院政末期から不可欠のものとなり, 院の仰を記すものとなり, 鳥羽院政期に定着する(同, p.77, 要約)。
- ㊟<sub>2</sub>任人折紙はふつう蔵人が書くが, 撰関が書く場合もあり, 要職はすべて記載された(同, p.78, 要約)
- ㊟<sub>3</sub>後白河院政下では叙位折紙も作られた<sup>27)</sup>(同, p.78, 抜書)

さて, 以上のような任官除目の手続き(叙位もこれに準じる<sup>28)</sup>)において, 信西が影響力を行使しうる場面は, 具体的にどのような手続きであろうか。考えうるのは2点ほどと思われる。

26) 「消息申文または口頭で蔵人に伝えられるものとなっていた」(玉井2000, p.289)と指摘される。

27) 叙位折紙(叙位小折紙, 叙人折紙)については吉川氏前掲書, pp.390-400が詳しい。「後白河院政期には, 叙爵は勘文と申文, 加階は主に小折紙によって叙するという慣例が生まれていた。九条兼実の言によれば, 小折紙は後白河院と関白基房の合意によって作成され, また外記勘文にも, 議に先だって叙人に合点がなされたという。…(中略)…外記勘文と小折紙双方に院と撰関, 特に院が強力に介入している事情を看取することができる。」と記されている(吉川1998, p.395)。この吉川氏の指摘を受け, 佐古愛己氏は, 鳥羽院政期以後, 折紙による人事介入の方法は, 「中世における最高権力者による人事介入の常套手段になった」とまとめている(佐古2012, p.317)。

第1は、㊸<sub>1</sub>、㊸<sub>2</sub>の過程で、つまり消息あるいは口頭での任官希望の伝達の過程で、蔵人方の子息俊憲<sup>29)</sup>などをつうじて何らかの有利な取り計らいをするという点だが、事務方での操作の効力は限定的なものと思われる。第2は、㊸<sub>1</sub>～㊸<sub>3</sub>の任人折紙、小折紙作成過程で後白河上皇の意志に何らかの影響力を行使するという点であり、この点が中心となろう。

後白河譲位後の政情自体が不安定で、叙位任官にかんする後白河上皇、二条天皇、大殿藤原忠通、関白（藤原基実）4者の発言力自体の理解についても、龍肅『平安時代』以来の研究史がある。龍は政務処理が「天皇・上皇・前関白忠通・関白基実の四巨頭の手を経なければならぬ頗る繁雑な手続きを必要とし」たと指摘した（龍1962, p.210）。玉井力氏はこれをうけ、「龍も述べたごとく、当時の政事の決定は、天皇・院・大殿（藤原忠通）・関白（藤原基実）の同意のもとに行われていた。叙位任官の場合の例外ではない（下略）」（玉井2000, p.78）と龍説を支持し、任人折紙は、応保元年（1161）9月15日以前は、後白河院の管掌下にあり、以後二条天皇のするところとなったと微妙な権限区分の変化を記述している（玉井2000, pp.78-79）<sup>30)</sup>。

より大きな政治構造で位置づけ直してみると、院政期の政務あるいは国家意志の決定については、院、天皇、摂関の合議（職事・弁官を介するいわゆる職事弁官政治論）を重視する井原今朝男氏の所論（井原1995, pp.156-232）と<sup>31)</sup>、「院が主従関係にある院近臣の補佐をうけた独裁」（元木

28) 和田英松（1989）『新訂 建武年中行事詳解』講談社学術文庫（所功校訂），pp.110-128参照。pp.161-191, pp.344-345の除目関連記述も参照。建武の段階でも、比較的㊸～㊸の過程がそのままかかえて興味深い。吉川真司氏も、「平安時代の叙位議と除目議は、その次第や手続きにおいてかなり類似している。」と指摘されている（吉川1998, p.369）。

29) 保元2年（1157）10月に5位蔵人、翌3年8月蔵人頭（市川久編（1989）『蔵人補任』続群書類従完成会, p.210-213, 以下たんに『蔵人補任』として本文中に頁数のみ示す）。

30) 曾我良成氏も応保元年の除目人事に関して、当該期の人事は、「院」「内」「大殿」すなわち後白河院、二条天皇、それにくわえ大殿藤原忠通の意向と交渉で決まったことが指摘されている（曾我2011, pp.117-121）。ただ、当該期にかぎって言えば、短期間にめまぐるしく政局（政治の主導権）が動いているから、一般化した議論はなかなか困難かもしれない。

31) この対立については、下郡剛氏の指摘がある（下郡1999, pp.212-219）。

1996,p.110) とする元木泰雄氏の所論の対立があり、政治構造の枠組みとしてみた場合、筆者は井原氏の立場に立つ<sup>32)</sup>。しかし、信頼の人事案件につき考えた場合、仮に、元木氏の立場に立った場合でも、後白河上皇が完全に政務を放擲して信西がすべての政務（具体的には「仰」）を代行していたという事態でも想定しないかぎり、院の〈仰せ〉によって書き込まれた個々の人事案件に信西が異を唱えることは、相応の軋轢が予想されるものであったであろう。

信西の「発言権」とされる実態は、前述のごとく具体的には後白河から発案される人事案（任人折紙等）にその意向を反映させるという形式であった可能性が高い。信西が優先したい他の案件との兼ね合いもあったものと考えられる<sup>33)</sup>。実際には、——現代の我々と同じように——こうした政治的力学の中で人事が決まっていた可能性が高い。信西が人事権の全体を掌握していたなど、——（そう仮定しないと元木氏の論理は成立しない）——想定することの方が非現実的である。すくなくとも確実に言えることは、竹内の記述㊸を引用することのみでは〈信頼の昇進を信西が容認していた〉という元木氏の主張はまったく立証されないことである。したがって、何らかの他の方法で㊹について追加の論証をされない限り、㊸の元木氏の主張を支持することは出来ない。

32) ただ、本稿作成過程で気付いたのだが、永暦元年（1160）の天皇・上皇・前関白忠通・関白基実の間の政務処理について、龍肅『平安時代』（pp.210-211）が詳しい検討をしており、ここでは、藏人頭を介した4者の政務処理について検討されている。この点は、井原氏の発想と共通性があるようにも思われる。またそこで、龍は、「最終の決定権は上皇にあり、宣下の大権は天皇に存し、決定を補佐するために前関白が存し、宣下の手続きを執行するために関白が存したものの如くである。すなわち院と前関白に裁定権があり、宣下の大権が天皇と関白にかかっていたようであった」（同、p.211）と記されていて、「極めて微細な点まで天皇の直裁であった」（辻1969、p.196）との辻善之助説と龍肅説が同様であるとする井原氏による龍の学説理解（井原1995、p.147、p.174）は、再考の余地があるかもしれない。

33) 信西が後白河との軋轢を覚悟しても、信頼の人事に異を唱えるようになったのは、信西が後白河に安祿山絵巻3巻を送った時期（平治元年11月）からさほど遡らないものと臆測する。



## 2 信頼の実務能力の評価について

次に、信頼が無能ではないという点の論拠として、元木氏は以下の㊸を挙げ、近著では㊹のように一般化している。

㊸<sub>1</sub>高橋昌明氏の指摘のように、㊸<sub>2</sub>公卿昇進に際し正四位下のまま参議に就任するのは、実務能力を評価された証拠であり、信頼がけっして無能ではなかったことを物語る。(2012b, p.152)

㊹ 信頼は、父祖が経験していない㊹<sub>1</sub>蔵人頭を経て、参議に就任して公卿の仲間入りを果たした。㊹<sub>2</sub>蔵人頭も参議も、無能な人物ではつとまらない官職である。(2012a, p.52)

実は、ここで引用されている㊸<sub>2</sub>の内容を記述した高橋昌明氏の記述㊸<sub>1</sub>がすぐに照合できなかったので、種々検索した結果、元木氏の著書の類似の記述から<sup>34)</sup>、『清盛以前』pp.226～233(増補改訂版では、pp.262-270)であろうと推定するにいたった。しかし、筆者の見落とししかも知れないが、『増補改訂 清盛以前』を含め、高橋昌明氏の著書に傍線部㊸<sub>2</sub>の直接の論拠にあたる記述は発見できなかった(おそらく高橋氏は㊸<sub>2</sub>の指摘を直接には記されていないと思われる)。

傍線部㊸<sub>1</sub>に該当する指摘は、筆者の推測では『増補改訂 清盛以前』

34) この点は、筆者の無知からする見落としなのではないか、と懼れている。元木氏の著書で「大国受領系近臣」を扱った部分で、「彼らは院から破格の抜擢を受けて公卿に昇進するもの、家格が上昇した鳥羽院政期以降はともかく、白河院政期においては④正四位下から参議になって政務に参加することは⑤なく、おおむね非参議・従三位としてかろうじて公卿の末席に加わるに過ぎず、その後も散位のまま生涯を終える場合が多かったのである。」(注一原文)(元木1996, p.120)との記述があり、この(9)の注として高橋昌明『清盛以前』p.226-33(増補改訂版では、pp.262-270)が挙げられていた(同,p.141)。この部分を筆者は次のように解釈した。つまり、④のようなキャリアを積むことのない、大国受領系近臣は「政治的能力や学識は欠如」(同, p.121)しているが、そうでない、つまり④のようなキャリアを積む場合は、「有能」である。このように高橋説の反対解釈を元木氏がされているのであろうと推測するにいたった。以上から、上記㊸<sub>1</sub>の典拠が、本文のようなものであろうと想定した。

263頁の記述である。そこで高橋氏は、「I 正四位下在位中に参議となった者三人」について、「I は彼よりも先任上臈の四位の廷臣（正四位上・正四位下）や従三位・非参議をさしおいての参議就任であるから、最もめぐまれたコースである」（同、pp.263-264）と記されており、これは、p.265頁所掲表のI βに該当する。しかし、高橋氏のこの記述が仮に元木氏の所論の根拠になるとして、I β就任者の公卿昇任時平均年齢は、p.265所掲表によれば〈30代後半〉で、この時〈20代半ば〉の信頼と大きな隔たりがあり<sup>35)</sup>、求められるべき経験が備わっていたかについて大いに不安がある。

もっとも、かかる推量を前提にして高橋説の解釈をあれこれ試みても、あまり意味はないから、元木説の出典の詮索はこのあたりでやめにし、独自に、②<sub>2</sub>、④<sub>2</sub>の主張の是非を検証してみよう。

まず藏人頭任官によってその任官者の「才能」を推定する点について。

藏人頭については、頭弁と頭中將と定員は2名で、頭弁は「事務に練達した有能な人材が選ばれた」（『平安時代史事典』黒板伸夫氏執筆「頭弁」）が、「中・少將は栄誉官となり、権門の子弟に独占される傾向となった」（同「頭中將」）というのが、一般的な理解であろうと思われる。そして「有能な人材が選ばれた」とされる頭弁でさえも、〈頭弁に任じられた人物は有能である〉という全称命題の論理をとることは難しいものと思われる。

たとえば、後白河の治世当初から5位藏人に任じ永暦元年10月3日に「藏人頭・右大弁（左中弁から転任）」に任じた（『藏人補任』、p.214）、藤原雅頼については、「雅頼虚言申不及」・「君令知食虚言之人歟」（『山槐記』応保元年十一月十九日条）とあり、すこぶる評判悪く、「政治的能力がない」と曾我良成氏によって指摘されている（曾我2011.pp.114-115）。実際に実務能力が要求されると推察される頭弁でさえ、こうした評がなされうるのであるから、まして、頭中將について、〈頭中將に任じたゆえにその人間が有能である〉という論理をとることは出来ないであろう。ゆえに、信頼の藏

35) 高橋昌明前掲書表7の同コースでは公季公孫の「公能(24)」のみが20代であり、他は、30代半ば以降である（高橋2011、p.265）。

人頭経験をもって、有能の証拠とすることはできない。信頼は蔵人頭には、保元2年10月27日に補任され、翌年2月21日には参議任官により去っている(『蔵人補任』, pp.209-210)。その間、在任4ヶ月に満たない。蔵人頭任官によって信頼の実務能力を云々するのはその任期(在職徴証)からいっても困難であろう。

参議はどうか。『職原抄』<sup>36)</sup>には次のように記されている。

〔史料B〕参議者、諸官之中、四位以上、有<sub>レ</sub>其才<sub>レ</sub>之人、奉<sub>レ</sub>勅参<sub>レ</sub>議官中政<sub>レ</sub>之意也。故非<sub>レ</sub>正官<sub>レ</sub>。

ここではたしかに「有<sub>レ</sub>其才<sub>レ</sub>」べきことが記されているが、これも当為(Sollen)が記されているのであって、实在(Sein)の参議が有能であることを証明するものではない<sup>37)</sup>。『官職秘抄』や『職原抄』が、その「成立時期における実際の原則を述べたものではなく、奈良時代辺りまでさかのぼる先例が付記され、これまでどのような人々が任じられてきたかを歴史的に述べた書物である」という松園齊氏の指摘も想起されなければならない(松園2001, p.73)。

参議を考察する場合黒板伸夫氏の専論『『参議』に関する一考察』を参照すべきである。黒板氏によれば、「職原抄の記載は、成立当時のものとしても南北朝時代であり、おそらくはそれ以後の書入れと思われるので、中世後半以後の認識であろう」(黒板1995, p.26)とされている。黒板氏はまた参議任官の背景について、国政参与の有資格者を登用して議政に参画させるといふ精神は失われていなかったが、「その有資格者というのは、必ずしも有能な官吏というだけでなく、むしろ家柄に重点を置いての基準だったのである。」と明快に指摘されている(黒板1995, p.25)。

36) 『群書類従』第五輯所収。

37) 「中納言」でも、同様の当為は記されているから(例えば、『中右記』長承2年(1133)8月19日条では、「諸大夫昇中納言、多是有<sub>レ</sub>才智<sub>レ</sub>任<sub>レ</sub>大弁<sub>レ</sub>也、未曾有無才之人昇<sub>レ</sub>納言<sub>レ</sub>」)、信頼の権中納言昇任でも同様の立論は可能と言えれば可能であるが、本文以下に記したとおり、ほとんど意味がない。

さて、上記保元2年10月27日の任官から信頼の蔵人頭在任が約4ヶ月間（『蔵人補任』、p.209）にすぎなかったのと同様に、信頼の参議任官期間も、約半年間であった。信頼は、上記のように保元3年（1158）2月21日に任参議により蔵人頭を去るその短い間にも、2月3日には兼皇后宮権亮、2月9日には叙正4位上（皇后宮立后後入内賞）と昇っている。さらに、任参議半年後の8月10日に権中納言（同日正3位、『公卿補任』による。以下『補任』と略記し、国史大系本の巻数と頁数のみで示す）に昇任して、参議を去る間にも、5月3日には従3位（陸奥造宮賞）（『兵範記』同日条）、5月21日に兼左兵衛督<sup>38)</sup>、8月1日には、兼皇后権大夫（『兵範記』同日条）と、短期間に異様な昇進をしている。

百瀬今朝雄氏は「中納言への道（一）」で、「院近臣の上階、参議、権中納言という経路は後白河院政期にも顕著に見られる」ことや、「任官程なく辞退という名目的参議の生産は、まさに現今の勲章授与に相似たところがある。」と指摘されている（百瀬2000、pp.134-137）。参照すべきである。

さらに考えるべきことは、源雅通の後をうけ、保元3年11月8日信頼が20代なかばの若さで検非違使別当に任官したことである<sup>39)</sup>。検非違使別当こそ、大弁とならんで、「院などが気に入った者なら誰でもいいという訳にはいかず、おおむねしかるべき人が選ばれた「能力を要求される官職」で、任官時の年齢も「ほとんどが30代から40代」であり、「判断力や知識などが要求され若年では勤めるのが困難な職務であった」（松園齋2001、p.74）。ここでも、信頼はあるべき官職補任のありようを平然と踏み越えている。

以上、基礎的な事実を並べたが、この短期間での異例な昇任状況を直視すれば、信頼がその「才」や「労」で官職の階梯を昇ったわけでないことは明白である。この異様な昇任の中で、その一つ一つの官職の意味とそれに相応しい「才」を厳格に問うことはほとんど無意味であろう。

38) 『補任』㊦、p.442および市川久編（1996）『衛門府補任』続群書類従完成会、p.229。

39) 宮崎康充編（1999）『検非違使補任』続群書類従完成会、p.173。

以上を総合的に考えると、少なくとも、㊸・㊹を根拠にして、信頼の実務能力の高さを主張することはほとんど不可能と言わざるをえない。

ただし断っておくが、筆者は、ある人物の有能・無能を論じることは、なんらかの基準にもとづかない限り、そもそも困難な問題を含むと考えるものである<sup>40)</sup>。それゆえ、信頼が無能か有能かについては、これを断定することはさし控える。ただ、前述のごとく戯画化された「無能」な信頼像を前提として、㊸・㊹の論理をもって、「信頼はけっして無能ではなかった」(2011a, pp.171-172)と主張し、これを前提に、さらなる議論を展開する手法に賛成できないだけである。

信頼が後白河院によって信西を殺す手先として使われ、藤原公教・清盛らに主導権を奪取された事態に直面し後白河院に使い捨てされたという河内祥輔氏の平治の乱の構図理解(河内2002, pp.154-155)が万<sup>一</sup>、正<sup>鶴</sup>を得<sup>た</sup>ものであったと仮定すれば、信頼は、それとして情状酌量すべきである。だが、三条殿への放火・襲撃にはじまる事件全過程への信頼の責任は拭いようがない。「権勢欲を満足させるためにはあらゆる陰険な術策を弄しながら」(家永三郎1982, p.117),人を殺傷しようとしなかった平安貴族の美点に反し、洛中で堂々と放火・殺傷に及んだ事実に対しても政治的責任は免がれない。「政治家の責任は徹頭徹尾結果責任である」(丸山真男1995, p.209)。それゆえに、政治的存在としての信頼を全人格的に評価することに筆者としては消極的にならざるをえないのだが、そのことと、信頼の有能・無能ということはおのずから別問題なのである。

しかし、以上のような信頼の官職任官のありようを逐一検証してみると、さらに重大な疑問が浮かび上がってくることになる。その疑惑とは何か。信頼が、蔵人頭、参議、そして検非違使別当と、当為の体系からいえば、

40) 信頼について元木氏は「大国受領系」の院近臣という類型として叙述されている。もし、信頼が「有能」で「実務能力」もあるということになると、大国受領系に関わる元木氏の記述とも、矛盾をきたすことになる。この点前述「歴史学の約束ごと」(遅塚2010, pp1-3)の一つ〈論理整合性〉の問題にかかわってくるから、いずれかの記述について訂正を要するということになってくる(1996, pp.120-122, p.134, p.137)。

経験・知識・能力が（本来は）要求される官職に、その当為の要請を無視して若年で次々と任官したという歴史的事実の先には想定されるものは何か。あるいは何があったと想定すべきなのか。

明敏な読者は、もうお気づきのことと思われるが、当為の体系でいえば、撰関家の子弟の指定席であった大将の望みも、——以上の任官経緯を考えれば、——当然その延長線上に可能性を想定しなければならぬと言ふことなのである<sup>41)</sup>。

### 3 信頼再評価の背景とその後の若干の論点

ところで、以上の信頼再評価については、元木氏の多くの著作を集中的に検討する過程で、氏の1980年代以来の研究上の要請にもとづくものだったのではないかという論理的脈絡に気がついた。言いかえれば、〈義朝論との相関関係〉に思いいたった。元木氏の議論の全体系においては、信頼の評価は、源義朝の評価と不可分離のものであって、信頼論は実は義朝論でもあるのである。

元木氏による源義朝の評価に関しては、80年代以来2つの評価、即ち、

㊦ 自立－武門の棟梁（化）、（という側面と）、

㊧（非自立－）依存－従属、

以上㊦、㊧の両評価が交錯して、保元の乱後の義朝につき、一方で、恩賞に対する義朝の不満（平治の乱での軍事蜂起の遠因）を否定しつつ、一

41) 元木氏は、一貫して当為の体系で、議論を構成しているのに対し、筆者は歴史的事実を重視して議論を構成している。瀬野精一郎氏の指摘を引用したい。〈後世の歴史家が、新憲法9条の条文だけが歴史史料として断片的に存在する場合を想定した時、現実には軍隊が存在したことを断言できる歴史家はおそらく存在せず、法解釈論争でも軍隊の存在を主張する論者が敗北する〉という趣旨を記された瀬野氏は、法解釈への疑問と、法と現実の相違という問題を『鎌倉幕府裁許状集』（吉川弘文館）の「あとがき」（瀬野1970, pp.433-434, のち増訂第2版（1995）刊行）で記されている。瀬野氏が記された、この法解釈への疑問を、筆者は、たんに法解釈にとどまらず、史料解釈全体に及ぶ注意と受けとめたい。つまり、歴史的な史料を、当為のみによって解釈してはならず、それは歴史的事実という観点からつねに再検証されなければならないという問題である。これは自戒でもあるが、元木氏の立論は、この点をとくに強調しておく必要を感じる。

方で、義朝の権威上昇つまり元木氏の言う「武門の棟梁の成立」(自立)を想定していた(元木1986, pp.68-74)。信頼に誘われる受け身の形で軍事蜂起に参加するという理解のままでは、氏の所論全体に不整合をきたすことになってしまったものと思われる。この関係をご自覚の上だったのか無意識だったのか、筆者には判断つきかねるが、この矛盾を解消するために元木氏が着想されたのが、上述してきたの〈信頼の見直し〉という観点だったと推定される。いわば、義朝論の矛盾を解消する切り札として、〈信頼の見直し〉=〈再評価〉が行われたのであろう。

元木氏は近著のあとがきで「一つの転機となったのが、保元・平治の乱を通して無能と見られていた藤原信頼を再評価したことであった。」(元木2012a, p.233)と、ご自身で記されている。筆者はこの元木氏の自己認識とは別に、上記㊸㊹の矛盾がこの着想の源泉にあったものと推定している。それゆえ、信頼再評価は、元木氏の所論全体の中での内在的で論理的な要請にもとづくものであったと想定される。

あるべき手続きとしては、この着想を十分実証的に裏づけ、かつ論文として発表され、学界での相互批判にさらした上で、その後の議論を展開されることが望ましかったものと思われる。しかし、信頼にかんする着想の当否を十分に吟味せず、それを確認された前提(事実)として、さらなる議論を次々と一般書の中で展開されたため、2004年以後の議論は事実からはほど遠いものとなってしまったものと筆者は判断している。

いわば、以後の元木氏の議論全体が砂上の楼閣と称すべきものであり、これ以後の議論を厳密な学問的操作をもって、ここで逐一議論の対象とする必要はないであろう<sup>42)</sup>。

42) 別稿Ⅰとともに、筆者としてはあとう限りの正確さを心がけ、丁寧に議論をしてきたつもりであるのだが、実はここまで検証してきた、ある一つの疑問にとりつかれた。筆者は院政期政治史研究にはほとんどなじみがないため、元木氏の議論を相応の実証性を有し影響力がある議論と当初受けとめ、逐一検証し、史料や立証の照合をしてきたのだが、検証作業そのものは、きわめて素朴な操作である。当該期の専門研究者の一部では、いわば反射的に、判断可能なレベルなのではないかと思われてきた。筆者の無知と不勉強から、元木氏の所論について大きな誤解をしているのではないかとの懐疑は今も有し懼れている。しかしもしかり

2004年の信頼再評価に関わった論点、および再評価後に元木氏が提起されている論点で、とくに問題があると覚しき論点と、それに関わる記述（および記述の要約）を以下に若干例示しておき、読者の注意を喚起することとどめたい。

- ㉑ 撰関家と信頼の関係、とくに忠通が信頼に依存したという論点<sup>43)</sup>
- ㉒ 信頼が「武門の中心」であるとの論点<sup>44)</sup>
- ㉓ 後白河にとって信頼が武力の点で不可欠だったとの論点<sup>45)</sup>
- ㉔ 信頼謀叛の動機が、関白基実を通して朝政に介入しやすい二条親政の実現にあったとする論点<sup>46)</sup>
- ㉕ 義朝が信頼に従属したとの論点<sup>47)</sup>

以上いずれも、元木氏による信頼再評価が成立しないという筆者の検証結果からみて、論理必然的に成立しえない論点である。

また、元木氏の記述をそれ自体個別に取り上げても、学問的に論証され

---

に、筆者の無知・無能が原因でないとは仮定した場合、反論なき一理由として考えるのは、議論が論文等の学問的記述として提出されていないために、当該期の専門研究者が反応する必要を認められていないのではないかと推定される点である。

- 43) ㉑～㉕に関わる記述は所々で記述されているので、枚挙にいとまがない。各々1例ずつのみ例示しておく。㉑の点に関わる記述例を1例のみ示しておく。㉒保元3年4月20日、賀茂祭で関白忠通の下部らが信頼一行と衝突し、実力行使に及んだ事件（忠通家司平信範・藤原邦綱らの解官・除籍、随人7人拘束、忠通閉門）にかかわって、忠通が「辛酸を嘗めさせられた信頼の妹と、嫡男ですでに関白となっていた基実を結婚させる」という「屈辱的婚姻に応じた」理由が、忠通が、「義朝以下を掌握する信頼に依存せざるをえなかった」ゆえであるとされる記述（元木2012b, p.146）。
- 44) ㉒に関わる記述例：㉒「伊勢平氏と姻戚関係を結び、平泉藤原氏・河内源氏を従えた信頼は、まさに武門の中心というべき存在であった」（元木2012a, p.50）。
- 45) ㉓に関わる記述例：㉓「鳥羽院北面主力を組織できなかった後白河にとって、義朝はかけがえのない武力だし、最大の武門清盛との提携にも大きな魅力があった。その結節点である信頼は、後白河にとってなくてはならない存在だったのである。」（2012b, p.162）。
- 46) ㉔に関わる記述例：㉔「信頼が、権威が脆弱で、しかも信西とも強く結合する後白河院政を継続するよりも、関白を通して政務に介入し易い二条親政を望むようになったのも当然といえる。」（元木2012a, p.58）。
- 47) ㉕に関わる記述例：㉕「信頼は武蔵・陸奥両国を知行し、後者では兄基成を通して平泉藤原氏を従属させ、駿馬・武器・砂金等の財宝を掌握していたのである。そして信頼は二つの知行国を通して、源義朝も従属させていた。」（元木2012a, p.50）。



たものとは判断されないし、結論自体も支持できないものである。

もし、元木氏あるいは他の研究者が、今後、元木説による信頼再評価を前提にして、——この点は強調しておきたいのだが、——実証的かつ学問的な労作の形<sup>48)</sup>、上記④から⑥、あるいは、前述来のこれに関連する所論を展開されるのであれば、その時は必要に応じて、筆者としても、可及的すみやかに一言弁ずることにしたい。

以上、元木説の検証に思いのほか紙幅を要してしまったが、以下、章を改め、信頼の謀叛の動機形成について筆者なりの検討を行うことにしたい。

### 三 信頼謀叛動機形成の前提、信西一家の権力の広がり

#### 1 『愚管抄』の記述の特徴

信頼が謀叛にいたる動機について、考察の手がかりになるのは『愚管抄』の記述である<sup>49)</sup>。便宜改行して、必要部分を引用する。

[史料C] (『愚管抄』巻5 (大系, p.226))

保元三年八月十一日におりさせ給て、東宮〈二條院〉に御讓位ありて、太上天皇にて白河・鳥羽の定に世をしらせ給ふ間に、忠隆卿が子に信頼と云殿上人ありけるを、あさましき程に御寵愛ありけり。

さる程に又北面の下藤どもにも、◎<sub>1</sub>信成、信忠、為行、為康など云

48) 一般的な著作の一部や注で、断片的な反批判を受けても、おそらく答えようがない、あるいは答える意味がない、と予想されるので、この点はあらかじめ是非お願ひしたいところである。

49) 『日本古典文学大系86 愚管抄』(岡見正雄・赤松俊秀校注、岩波書店、1967)による。本稿における引用は読みやすきを図り、漢字は新字体に改め、ルビは省略し、片仮名を平仮名に改めた。その理由は、『愚管抄』が「独特の文章で書かれていて、かなり読みづらい書物」であり、「よまれざる名著」であるという点にある(大隅2012a, p.97)。大隅和雄氏の指摘とは別に筆者はその一端がカタカナ書きである点にもあると考えている。なお、注記として記されている小文字は〈…括弧…〉をもって示した。本文中では岩波古典文学大系本から該当ページのみを記した。

子ども、兄弟にて出来きなどしければ、信頼は中納言右衛門督までなされてありけるが、この◎<sub>2</sub>信西はまた我子ども俊憲大弁宰相、貞憲右中弁、成憲近衛司などになしてありけり。

◎<sub>3</sub>俊憲等才智文章など誠に人に勝れて、延久例に記録所おこし立てゆゝしかりけり。◎<sub>4</sub>大方信西が子どもは法師ども、数しらずおほかるにも、みなほどほどによき者にて有ける程に、◎<sub>5</sub>この信西を信頼そねむ心いできて、……

有名な一節なので、とくに説明は要しないであろう。筆者が注目したい第1は、慈円が歴史や政治、人を記すときに〈家〉という単位で捉えているという点である。この点は大隅和雄氏が強調された点であるが（大隅2012a, pp.172-189）、この一節にもそのことが貫徹されている。大隅氏は、『愚管抄』における個々の人物は、家と密着し、一体化したものととらえられており、決して単なる個人ではないのである。（大隅2012a, p.180）と指摘されている。竹内理三も同様の指摘をしているが（竹内2007, p.112-113）、この視角は信頼そして義朝の謀叛の動機形成についても、あてはまるものと思われる。ここに、信頼の動機形成の理由を、慈円はどう理解していたかが表現されている。それは、◎<sub>4</sub>、◎<sub>5</sub>なのであるが、ここには、「信西の子息たちの中には法師も数を忘れるほどたくさんいたが、みなそれぞれに優秀な者であったから、信頼はこうした信西の力をねたむ心を持つようになったのである」<sup>50)</sup>という記述である。

以上の慈円の見方を参考にするならば、我々も信頼の動機形成について、信頼と信西の個人の関係で考えるのではなく、信頼の〈家〉と信西の〈家〉という単位で考える必要があり、とくに信西の子息に注目する必要がある。

50) 解釈は、大隅和雄（2012b）『愚管抄全現代語訳』講談社学術文庫、p.248による。この訳はもともと永原慶二責任編集、『日本の名著9 慈円・北畠親房』（1971）に取められていたものであるが、大隅氏は、文庫版への再収録にあたって、2度目の解釈の訂正をほどこされていて、その学問的良心に敬服する。ただし、本稿にかかわる部分でも、日本の名著版とは解釈が異なる部分があるので、注意が必要である。この点で文庫版あとがき（同、p.441）参照。

『尊卑分脈』（以下『分脈』と略記し、国史大系の巻数と頁数で引用を示す）によると、信西の子息は15人<sup>51)</sup>にのぼり、他に女子が5人記され（『分脈』㊟, pp.485-494）、信西が実に多くの子供に恵まれていることが確認できる。その点で、「信親」1人しか子息が記されていない信頼とまさに好対照である（『分脈』㊟, p.316）。

『愚管抄』のいう「優秀」な信西の子供達は、弁官局（官方）、検非違使方、近衛府、国守等々にわたって、広く信西の権力基盤を形成しており、その勢力は政治・経済（仏教界）に及んでいた。信西子息については岩崎小弥太（岩崎1959, pp.6-7）、中村文氏（中村1986, pp.24-34）、五味文彦氏（五味1987, pp.181-185）らの研究で触れられているが、本稿でも㊟に記された信西子息の活動につき、『尊卑分脈』の記載を『補任』類で補いつつ、保元年間以後の位階（叙爵・加階）と任官の状況を箇条書き的に列挙し跡づけておきたい。

## 2 信西子息たちの活動にかんする個別的検討

- ①〔俊憲38<sup>52)</sup> a<sup>53)</sup>〕長男の俊憲は、母は近江守高階重仲の娘、康治元年（1142）に秀才の文章得業生となって以後大学権助などをへて、久安4年（1148）叙爵（策）、守仁親王（のち二条天皇）の東宮学士（1155）となり、院の別当もつとめる。俊憲の才については、俊憲が保元3年に完成した大内裏で内宴の序を作り父信西がこれをみて自分より優れていると涕泣したという『古事談』の伝える故事がある（櫻井秀1919上, p.210）。俊憲は蔵人頭や弁官の心得を記した『貫首秘抄』『新任弁官抄』

51) 『大日本史料』㊟の一, pp.879-881に収載された前田侯爵本『尊卑分脈』によると、このほかにも、「憲俊已講、寛兼」の2人が挙げられている。

52) 主に補任類：『衛門府補任』『蔵人補任』『近衛府補任㊟』『弁官補任㊟』『国司補任㊟』『検非違使補任㊟』『検非違使補任 別巻』（いずれも群書類従完成会）の検索による。なお、補任類の出典はあまりに煩雑となり、保元元年から平治元年までの記事で容易にあたり直せるから『分脈』『補任』を除き省略した。年齢が補任類に注記されている場合、平治の乱時点の年齢を記した。

53) 母親が高階重仲の娘か紀伊2位朝子かを、a、b、で区別した（その他の子の母は不詳）。

54) など著作もあって、〔史料C〕◎<sub>3</sub>の記すように文字通り「俊才」であったと想定される。乱で解官(12.10), 越後国に配流が決まり(12.22), 出家した(12.30)(法名真寂)。翌年正月になって, 配流先が越後国から阿波国に変更になり<sup>55)</sup>, 2月召し返された(『分脈』◎, p.486)。保元年間の加階・任官状況を以下に列記する<sup>56)</sup>。

【保元元年】:〔兼東宮学士〕9.17.任右少弁

【保元2年】: 1.24.兼美濃権介→3.26.叙正5位下(臨時)→4.26.兼右衛門権佐・使宣→8.21.転左少弁→10.23.補藏人(三事兼帯)

【保元3年】: 2.21.転権右中弁→5.6.叙従4位下(春日行幸行事賞)→8.10.転右中弁・補藏人頭・叙従4位上(鳥羽御塔行事賞)→8.11.止学士(依踐祚)→8.17.補後白河院別当・率分勾当→11.26.転権左中弁, →12.17.叙正4位下(学士, 即位)

【保元4年(4.20.平治元)】: 4.6.任参議(去藏人頭・権左中弁)→11.10.兼近江権守→11.22.叙従3位<sup>57)</sup>(『補任』◎, p.446参照)

②〔貞憲a〕母は俊憲と同じで, 保延6年(1140)飛騨守に任じている。歌人として知られ, 後白河院政開始後は院庁別当をつとめた<sup>58)</sup>。貞憲も三事兼帯の榮譽を担っており, 俊英であったと想定される。乱で土佐国へ流されるが, 翌年2月召し返された(『分脈』◎, p.487)。

【保元元年】: 9.17.任少納言

【保元2年】: 6.25.任兵部権大輔→10.22.叙正5位下

【保元3年】: 5.6.任右衛門権佐・使宣→8.1.兼摂津守→8.10.兼右少弁

54) いずれも『群書類従 第七輯』公事部所収。

55) この配流変更のもつ大きな意味については, 別稿Ⅲ・四章・1節を参照されたい。

56) ②の貞憲以下⑤の脩憲まで同様に保元年間以後の官爵歴を項の末尾に掲げておく。

57) ①②は主に『檢非違使補任 別巻』によった部分が多い。俊憲の室は内大臣公教の娘で, 信西と公教は「ともに鳥羽院中に仕えたことから, 結びつきが強く, 公教の娘を信西の長子俊憲が妻としたのもけっして偶然ではない」とされる(五味1987, p.180)。

58) 平治元年5月28日後白河院庁下文(平安遺文2979号文書)。この点五味1987, p.206に指摘がある。

(撰津守・権佐如元) (俊憲・貞憲兄弟弁官相並例) →11.26.補藏人 (止撰津守 転信濃守) (三事兼帯)

【平治元年】: 5.1.転権左少弁・叙従4位下 (臨時)・(同日止権佐・使・藏人) →5.28. (見任) 院別当 →閏5.25.転権右中弁 (依為四位越左少弁朝方)

③〔是憲a〕本名高尹。母は俊憲と同じ。久安5年(1149)飛騨守をへて、保元3年信濃守(保元3.11.26.)。従5位下少納言。乱で佐渡国に流される。出家して円照、遊蓮上人と号して往生人として知られる(岩崎小弥太1959, p.6)(五味1987, p.207)(『分脈』㊦, p.488)。

④〔成憲25b(成範)〕はじめ成憲のち成範と改名する。母は高倉天皇乳母朝子(紀伊2位)。美福門院判官代としてキャリアをはじめ、19歳で右近将監に任じる。実務官僚としてのキャリアをもつ①～③の兄たちと違い、同母弟⑤とともに、近衛コース(将)をたどって昇進しており、儒者の家系で卑官で入道した人物の子息としては異例ともいえる官途といえ「後白河天皇の乳母子に対する寵遇が明らかに反映されている」とされる(中村文1986, p.24)。後白河院政開始後は①②とともに院庁別当を勤める。乱で下野国に流されるが、翌年2月召し返され本位に復し、院の近臣として生涯を通じて順調に昇進した<sup>59)</sup>。

【保元元年】: 4.10.任左衛門佐 →閏9.26.兼遠江守

【保元2年】: 1.24.叙従5位上(臨時) →10.22.叙正5位下(造藏人宿舎屋) →10.27.任左少将(止左衛門佐, 遠江守如元)

【保元3年】: 1.27.叙従4位下 →8.10.転左中將, 転播磨守(元遠江守) →11.27.叙従4位上(造大極殿賞)

59) 太宰大貳, 右兵衛督をへて, 仁安元年(1166)従3位, その後, 参議, 権中納言, 民部卿へ累進。寿永2年(1183)正2位中納言。桜花を好み, 私宅内を花樹で満たし, 落花を慕って仏神に祈ったと記され桜町と号する(『分脈』㊦, p.488)。『源平盛衰記』『十訓抄』にもそのエピソードを載せるが, その子基範も公卿に至り, その他の子も官界, 仏教界で活躍している。『大日本史料』㊦の一, pp.878-885, とくにp.881, p.883参照, 『公卿補任』㊦, p.462も参照。

【保元4年(4.20.平治元)】: 1.3.叙正4位下(行幸院賞, 別当)

- ⑤〔藤原脩憲17b〕永暦元年(1160)修範と改名。母は紀伊2位。兄弟中もっとも早く14歳で叙爵。乱で隠岐国に流されるが、翌年2月召し返され左少将に復し、後白河院の近臣として活動する。院との関係は兄成憲よりも親密だったとされる(中村文1986, p.25)。寿永2年(1183), 正3位参議にいたるが、同年末出家した(『分脈』㊦, p.490, 『補任』㊦, p.480)。

【保元元年】: 9.24.昇殿→9.28.6位藏人(元非藏人)→閏9.28.去藏人, 叙従5位下(前斎院統子内親王未給合爵)

【保元2年】: 1.24.美濃守→10.22.叙従5位上(造宮)→10.27兼左兵衛佐

【保元3年】: 12.27.正5位下

【保元4年(4.20.平治元)】: 4.6.兼左少将(美濃守如元)

- ⑥〔静賢a〕保元元年(1156)11月, 無量寿院の法華八講に際し堅者を務め, 翌年正月宝莊殿院の僧房を修造した功により法橋に叙される。4月には最勝寺上座。法勝寺執行, のち最勝光院, 蓮華王院など院の由緒深い寺の執行を歴任した(中村1986, p.25)。乱により安房国に流されるが, その後帰京し法印に叙される<sup>60)</sup>。源平争乱の際には, 院の意志を伝えるために清盛や宗盛や木曾義仲のもとに派遣されるなど, 後白河院の信任を得た(『分脈』㊦, p.491<sup>61)</sup>)。

- ⑦〔澄憲a〕乱により下野国に配流。「四海大唱導／一天名人也／此一流能説正統也／能説名才／探題／二會堅義／号少納言／法印大僧都」と『分脈』に注記され(㊦, p.492), 澄憲が法会の題者や, 興福寺維摩会や薬師寺最勝会などの堅者として活躍したことが知られる。後白河院

60) 『吉記』承安3年6月5日条によれば, 「晩頭参院。無三指奏事。静賢法印参会, 談云(下略)」とある(高橋秀樹編(2002)『新訂吉記』和泉書院㊦, p.78)

61) 関口力氏執筆『平安時代史事典』「静賢」の記述を参考にした。

との関係も浅からぬものがあったとされる（中村1986, p.25）。子の聖  
 覚らも説法唱導に優れ、唱導の安居院流の祖とされる<sup>62)</sup>。

- ⑧〔光憲〕（記載なし）
- ⑨〔寛敏〕乱により上野国に配流。仁和寺僧。広隆寺別当となる。（以下  
 の記載は多く『分脈』㊦, pp.492-493によるので、基本的に注記を省略する）
- ⑩〔憲曜〕乱により陸奥国に配流。山門僧。
- ⑪〔覚憲〕乱により伊予国に配流。権僧正にいたり、興福寺別当となる。
- ⑫〔明遍〕乱により越後国に配流。東大寺僧。後に高野山に住み、「発心  
 堅固」、空阿弥陀仏と号した<sup>63)</sup>。
- ⑬〔勝賢（憲）〕乱により安芸国に配流。醍醐寺僧。権僧正にいたる。醍  
 醐寺座主、東大寺別当となる。
- ⑭〔行憲〕園城寺僧。
- ⑮〔憲慶〕園城寺僧。阿闍梨二位
- ⑯〔女子〕大納言隆季室
- ⑰〔女子〕中納言長方室
- ⑱〔女子〕中納言藤親信室
- ⑲〔女子〕少将有房室
- ⑳〔女子<sup>64)</sup>〕家房卿室

さて、信西一家の勢威を考える場合、もう一人忘れてはならないのが、

62) 『大日本史料』㊦の七, pp.867-871参照。

63) 鎌倉時代末期に虎関師錬が著わした仏教史書で、日本最初の総合的僧伝でもある『元亨釈書』巻5に、「高野山明遍」の項目がたてられており「給事（少納言の唐名「門下給事中」の略で信西のことを指す）多子皆英特也。緇林尤茂。所謂、静賢、澄憲、勝覚、覚憲（下略）」（『信訂増補 国史大系31』, p.93）と記され、信西に子が多く、その子等がみな才に恵まれ、とくに仏教界で多くの人材を輩出したとし、具体的に明遍以外に、⑥⑦⑩⑪の名をあげている。なお『元亨釈書』は明遍の次に、信西の孫で②の子である「笠置山貞慶」の項目を立てている。

64) 信西の女子については、「六条顕季流の家成との二重の姻戚関係（子隆季、弟家房）、同じく葉室顕隆流の顕長との姻戚関係など、院の有力近臣との姻戚関係の網の目が抜け目なく張りめぐらされている」（棚橋光男1995, P.67）と指摘されている。

後白河の乳母で、信西の後妻である朝子である。永暦二年（1161）後白河が再建し、院政の重要な御所となった法住寺殿は、右大臣藤原為光創建の法住寺跡地近くに、朝子が建てた持仏堂・清浄光院の一郭にあった<sup>65)</sup>。龍肅は、『兵範記』保元3年10月23日の記事を使って、「信西の妻である上皇の乳母紀伊三位は、十月二十三日に信西が法住寺内に建立した丈六阿弥陀堂の風流華美を極めた構の大門に、後白河上皇の院宣によって前関白忠通が染筆した清浄光院の扁額を掲げ、その供養には天台座主最雲法親王を導師に請じ、公卿の参会は十余人に及び、導師の被物は百二重、その他の物が猶百余物と馬二匹があり、讃衆の被物は十余重に及んだ。」とその勢威を例示され、「翌四年正月廿一日の内宴に際し、紀伊三位は従二位に昇叙され、信西家の絶大な威力が世に示されていた」（龍肅1962, p.204-205）と記されている。「信西の権威宮廷に冠たり」と見出しの象徴として紀伊2位の存在が特記されている。

### 3 信西一家の権力基盤

以上、信西の子供達の活動および妻の紀伊2位の勢威を確認してみたが、以上の活動を総合的に分析してみると、注目すべき点が、ただちに3点ほどあげられる。

第1に、前述の『愚管抄』（〔史料C〕）<sup>②</sup>、<sup>③</sup>、<sup>④</sup>の語るとおりに、信西の多くの子供達が、それぞれにきわめて「優秀」で、多方面にわたる歴史的足跡を残していることである。とくに、①の俊憲と②の貞憲が保元3年8月に兄弟ならんでの弁官の例をなし、さらにもに「三事兼帯」の榮譽に担うなど、能吏ぶりが推測され、同時に昇進状況も尋常ではない。

第2は、紀伊2位（朝子）の子<sup>④</sup><sup>⑤</sup>の2人は若年から官爵昇進がいちじりしいという点である。成憲は早く近衛府の将監に任じ、脩憲は十代半ばで昇殿し藏人となって叙爵し、近衛の将に任じられるなど、上流貴族の昇進コースにのっており、将来を約束された（はずの）キャリアを進めていた。

65) 『平安時代史事典』西井芳子氏執筆による。



第3は、この点は従来あまり注目されていないと思われるのであるが、注記のほとんどない⑧⑭⑮を除いて、『尊卑分脈』では僧籍に入った者として記載されている（平治の乱当時は10代半ばにも達しない）年少者を含め<sup>66)</sup>、男子は執拗なほどに徹底して配流の処置を受けていることである。

『分脈』による限り12人が配流されていることが知られ、しかも遠流が多いという特徴がある。ここには平治の乱（12月9日事件）が、信西〈一族〉全体を対象とし断罪するものであったという側面が見て取れる<sup>67)</sup>。

五味文彦氏は、「信西政権」の権力基盤として、「記録所を中核としつつ、官方・蔵人方・検非違使方の朝廷の実務機構をおさえ、知行国と後院領を経済基盤として構築され」（五味1987, p.185）、「近衛や国司の方」を通して、「朝廷政治の表舞台における名誉」と「富」をも手に入れたことを指摘されている（五味1987, p.183）。経済面について五味氏の研究につけ加えることはほとんどないので、上述の記述と関連させながら、五味氏の記述を要約しておきたい。

〔国司・知行国〕保元の乱前には飛騨国1カ国を知行国として保持していたが（②③）、乱後④が遠江守となって（保元1.閏9.26.）、2カ国に増え、飛騨は⑤が美濃守となって美濃に遷り（保元2.1.24.）、遠江は④が播磨守となり播磨に遷った（保元3.8.10.）。新たに②が摂津守となり（保元3.8.1.）、②が辞すと③が信濃守となり（保元3.11.26.）、結局3ヶ国の知行国を得た。これは、摂関家や美福門院につぐもので富裕のほどが知られる。

〔後院領と荘園〕頼長領29ヶ所、平忠貞・正弘の所領など保元の乱で没収された所領が治天の君の直轄領である後院領に編入され、肥前国神崎荘・大和国藤井荘等、信西がそれらを管轄した（五味1987, pp.183-184）。

66) 乱の時に入寺していたかどうか定かでない、⑥静賢以下とくに若年の弟たちが僧籍に入ったのは、乱の影響とも推定されるから、分脈の記載をただちに乱以前に遡及させることはできないだろうと思われる。

67) 龍肅は、12月9日の三条殿襲撃を「信西およびその一族を捕殺しようとする策謀」と記している（龍1962, p.206）。

次に、政治面に関しては、五味氏の指摘を筆者なりに整理し直し、上記の記述と関連させつつ敷衍してみたい。信西の構想したであろう人的配置を分析すれば以下のごとくである。

- (1) 弁官任官を通じた太政官実務機構の制御（官方）① ②
- (2) 蔵人補任を通じた二条天皇周辺の把握（蔵人方）① ② ⑤
- (3) 検非違使補任を通じた警察権力への関与 ① ②
- (4) 近衛の将への任官を通じた名誉獲得 ④ ⑤
- (5) 公卿会議のメンバーとして最高意思決定への参与 ①
- (6) 院庁別当・院司として院方への関与（院方）① ② ④ ⑤
- (7) (仏教界への影響力保持の将来構想)<sup>68)</sup>

以上に確認されるように、7歳で父実兼を失い高階経敏の養子となった信西が、しかも中宮藤原璋子の宮司6位少進としてそのキャリアをはじめざるをえなかった門地であり卑官で入道した信西が<sup>69)</sup>、わずか一代で、摂関家に次ぐといっても過言でないほどの抜くべからざる勢力を保元の乱後の朝廷に築き上げたのである。

そして、天与の幸運というべきか、生物学的な強さと称すべきか、才あふれる（少なくとも）20人にわたる子に恵まれた。そしてこの自らの強みを存分に生かして、次世代の配置もぬかりがなかった<sup>70)</sup>。

この一家の急速な進出と成り上がり、そして予想される、信西一家が占めるであろう将来の宮廷社会での位置づけは、先例と家格秩序を重んじる平安貴族社会にきわめて大きな波紋を呼んでいたと考えられる。

68) 後の結果として、〔山門〕⑥, ⑦, ⑩, 〔仁和寺〕⑨, 〔興福寺〕⑭, 〔東大寺〕⑯, 〔醍醐寺〕⑬, 〔園城寺〕⑭, ⑮, という、おそらく期せずした分掌がおこなわれたが、信西が意図したものではないとも考えられる。

69) 橋本義彦1976, pp.437-438参照。

70) 後白河讓位前日の除目で「信西の嫡子俊憲は右中弁・蔵人頭に進み、次子貞憲は右少弁に任ぜられている。次代において、信西一家が政局の中樞を占めんとする布陣がここに感ぜられる」龍肅（1962, p.203）と古く指摘されている。

## 四 信頼謀叛の動機形成

### 1 信頼と信西一家

以上の信西一家の状況にもっとも強く反応し、貴族層の反発の扇の要に位置したのが信頼であったものと思われる。

信頼自身が保元の乱後、急激な官位・官職上昇を手にしていただけ、信頼の昇進を補任類で跡づけてみる時、信頼の周りにはつねに、信西の子供達の活動もみられることに気がつく。

信頼が異例とも言う急速な昇進をはじめたのは保元2年(1157)である。煩をいとわず必要部分を再掲しておく。

【保元2年 信頼の官爵状況】 3.26.兼右中將(武藏守如元)→4.26.叙従4位上→8.23.叙正4位下(去武藏守)→9.19.転左中將→10.27.補藏人頭

この保元2年10月27日に近衛少將に任じられたのが紀伊2位の子の④の成憲である。信頼より2つ下の成憲は、この年はじめに従5位上(1.24.臨時)に叙されたばかりだったが、10月には正5位下と累進し、さらに10月27日の除目では左少將となるなど、朝廷の表の世界における名誉を象徴する近衛任官でも信頼に迫ってきた。成憲の昇進のスピードは信頼のそれをさらに上回るものと言ってもよいほどである。

一方、藏人方で、藏人頭(中將)となった信頼の前に迫ったのが、①の俊憲である。信頼よりも11歳年長の俊憲は、信頼が藏人頭になった4日前に藏人に補された。しかもただの5位の藏人ではない。廷尉佐(檢非違使右衛門権佐, 4.26.), 左少弁(8.21.)を兼ねたいわゆる〈三事兼帯〉であった上、さらに東宮学士をも兼ねる、4職兼帯の藏人としてであった<sup>71)</sup>。

71) 龍肅はこれに触れて、「これは延久二年(1070)に当時一世の碩儒と仰がれた大江匡房が、藏人・右少弁・左衛門権佐・東宮学士を兼帯して以来、未曾有のことで、希代珍重無極と批評された」(龍1962, p.201)と指摘している。

俊憲は蔵人方、官方、検非違使方の3方面それぞれに、あるいは相互の連絡に、そのもてる才を存分に発揮していたことであろう。

次に、保元3年(1158)の信頼と信西一家の関係状況を見てみよう。まず、信頼の官爵を確認しておく。

【保元3年：信頼の官爵状況】2.3.兼皇后宮権亮→2.9.叙正4位上→2.21.

任参議(左中将・皇后宮権亮如元, 去蔵人頭)→5.6.叙従3位→5.21.兼左兵衛督→8.1.転皇后宮権大夫→8.10.叙正3位・任権中納言(皇后宮権大夫左兵衛督如元)→11.8.検非違使別当→11.26.転右衛門督

保元3年に限っていうならば、信頼は巻き返したとみることができる。近衛の将でみると、④の成憲は同年左中将(8.10.)に任じられたが、信頼は半年先行して、播磨守転任以外に成憲の昇進には特別みるべきものがない。しかし、信頼の参議任官で去った蔵人頭に、やはり半年遅れだが、①の俊憲が就任しており、俊憲は権右中弁(2.21)→従4位下(5.6.)→右中弁・蔵人頭・従4位上(8.10.)→権左中弁(11.26.)→正4位下(12.17.)と着実に累進を重ねていた。

そしてこの年は②の貞憲の昇進がより顕著だった。即ち、右衛門権佐・検非違使(5.6.)→摂津守(8.1.)→右少弁(8.10.)→5位蔵人(11.26.転信濃守)と急速な官爵の昇進をみせている。5月6日の任官では、「俊憲・貞憲兄弟弁官相並例」と『弁官補任』は注記しており(⊖, p.176)、それは衆目を驚かすものであったと思われる。11月の兄弟2人の三事兼帯も、同様の衝撃をもたらしたに違いない。こうしてみると、この保元3年も、信頼は信西一家の圧力を、質と量との両面で受けていたと言えよう。

そして、問題の次の保元4年(平治元)である。さすがに大納言・大臣の壁はあつかったというべきか、信頼に目立った昇進はない。さらに、3月に検非違使別当を辞しているが、その理由も定かでない。

ただ一点、注目すべき事実がある。1月3日に二条天皇が後白河院のもとへ朝覲行幸を行っているが(『山槐記』同日条)、信頼がこの「行幸賞」を

藤原成親に譲って、その結果成親が正4位下に上階していることである（『補任』㊦, p.461）。信頼としては意味のある昇任・昇叙ができない状況のもとで、その賞を他の（不平）貴族に譲って組織化を意図したものと推測される。

一方の信西一家では、①の俊憲が、4月6日に従3位・参議としてついに公卿会議のメンバーとなった。

②の貞憲は5位藏人・右少弁・信濃守・検非違使として、①俊憲が、公卿会議に昇って藏人方・官方・検非違使方から抜けた後を補い、さらに従4位下権左少弁（5.1.）、権右中弁（閏5.25.）とスピードをはやめると共に累進した<sup>72)</sup>。

保元の乱後昇進を重ねてきた信頼は、この信西一家全体の進出と、信西一家の総合的な力をどう受けとめただろうか。

以下15行は筆者の推測である。

信頼にとって直接のライバルとなったのは、世代の異なる信西その人というよりも、近衛や国司の面で競合し年も近い紀伊2位の子④成憲と、10才近く下の⑤脩憲で、かつかれらの追い上げだったのではないだろうか。もちろん年長で実務官僚の性格が強い①俊憲や②貞憲にも、その際だった才智へ敵意が向けられた可能性が濃厚である。そしてこれに続いて年下の信西の子らの進出をも想定され、これらを束ねる位置にいたのが、すでに老境に入っていたと言ってもよい信西であった。

子が信親一人にすぎない信頼の主観からすれば<sup>73)</sup>、手をこまねいたままでは〈じり貧〉であって、将来に向けて何らかの逆転の手立てを講じる焦燥にかられたのではないだろうか。

72) 貞憲が4位に昇って検非違使と藏人をやめたことに関し、五味文彦氏は「検非違使と藏人の二つをやめたが、補充がつかずそこに基盤を失うことになる。これによって京中の動きも、また天皇を中心とする側近の動向もつかまえられなくなったとみられる」（五味1987, p. 201）として、これを信西が、信頼らのクーデターの予想ができなかった理由に挙げている。

73) いうまでもなく、客観的には、「知足」即ち、これまでの昇進に満足すればよいのだが、伝統的基盤をもたない成り上がりゆえに、そうした発想をなしえなかったものと臆測する。

信頼に想定可能で、かつ現実的にとりうる方策としては、常識的だが、次のようなものしかなかったのではないだろうか。

- ⊖無理をおしても自らが信西一家に抜きんでた昇進を果たす
- ⊖反信西の感情をいまく諸勢力を結集させる

以上のように考えてくると、二章の2で言及したところの、信頼が近衛大将を望んだという『平治物語』の記事（新大系，p.147）は、この⊖の観点からも蓋然性の高い説ということになる<sup>74)</sup>。

後者の⊖の観点については、平治の乱の最初の軍事的蜂起で信頼と連携した（二条天皇側近と一般に指摘される）藤原惟方らについて、簡単に検討し、信頼蜂起の参考に供することにしたい。

## 2 藤原惟方と信西一家

惟方は平治の乱の準主役である。父は鳥羽院の近臣・民部卿藤原顕頼。白河法皇の近臣として威勢をふるって夜の関白といわれた葉室顕隆の孫にあたり、惟方の母（俊子）は二条天皇の乳母であった。つまり二条天皇とは乳兄弟であった（竹内理三2004,p.388）。信頼・源義朝が挙兵すると、当初信頼の側に立ったが、平清盛の帰京を許した情勢をみて信頼側から寝返り、二条天皇に付き添って清盛の六波羅邸に移しまいらせ、平治の乱の分岐点の主役となった。乱後は二条天皇親政を主導する振る舞いが、後白河上皇の反感をかい、永暦元年（1160）に長門国に流され、出家した人物である。

惟方のキャリアをみておきたい。天治2年（1125）に生まれ、鳥羽院判官代（11歳）よりはじめ、保延2年叙爵（1136.4.7.）、越前守、丹後守、遠江守らを歴任し（『補任』⊖，p.443）、位階も順調に累進させていき、保元の乱の直前には廷尉佐（1155.2.25）・東宮大進（同,9.23.）・権右少弁（1156.4.6）を兼任した（32歳）。例によって保元年間の官爵の状況をおさえておく<sup>75)</sup>。

74) 軍記のみの説であるから、本稿ではその蓋然性の高さのみを指摘するに止めたい。

【保元元年：惟方の官爵状況】 5.26.辞遠江守→9.17.転権右中弁・左衛門  
権佐→閏9.14.補藏人（三事兼帯）

【保元2年：惟方の官爵状況】 3.26.辞（東宮）大進→4.26.去藏人→5.17.叙  
従4位下→8.21.転右中弁→10.22.叙従4位上（造宮行事弁）

【保元3年：惟方の官爵状況】 1.6.叙正4位下（男摂津守惟定造宮賞。越左  
中弁資長）→2.21.辞右中弁, 補藏人頭→4.2.任右兵衛督→8.10.任参議（元  
藏人頭。右兵衛督如元）→11.26.転左兵衛督

【保元4年：(4.20.平治元) 惟方の官爵状況】 1.2.叙従3位（行幸院 別当）  
→1.29.兼出雲権守→10.10.為使別当

「保元の乱後には檢非違使・弁官・藏人の三つを兼帯して、藤原信西の推進する諸政策に協力した」<sup>76)</sup>とされる惟方だが、前節で考えた問題の延長線上で、信西一家との関係に注意してみると、いくつも気になる点が浮かび上がってくる。

第1は、保元元年の衛門府・檢非違使方の状況である。

惟方は右衛門権佐（使宣旨，2.25.）→左衛門権佐・権右中弁（9.17.）と、この年衛門府の官職を累進させているのだが、この間に、紀伊2位の長子で惟方より10歳年下の④成憲が、従5位下と惟方よりも位階が下にもかかわらず、官職としては一段上の左衛門佐（4.10.）に任じられている。さらに成憲はこの間に遠江守を兼任（閏9.26.）している。惟方としては内心穏やかではなかったに違いない<sup>77)</sup>。

第2は、保元1～2年の三事兼帯をめぐる競合である。惟方の場合、廷尉（1155.2.25→）、前年4月来の弁（4.6→）とあわせ、保元元年閏9月14日

75) 主に『檢非違使補任』別巻，pp.16-17による。

76) 『国史大辞典』の藤原惟方の記述（五味文彦氏執筆）。

77) 前述のごとく、成憲は、翌年には従5位上（1.24.）→正5位下（10.22.）と上階させ、左少将に任官している（10.27.）（以上、『衛門府補任』pp.226-227）。保元元年の官方でも、正5位下権右少弁（任4.6.）であった惟方が、権右中弁に転じた9月17日の同日に、従5位上であった①俊憲が「権」のつかない右少弁に任じられているが（『弁官補任』㊦，p.173），これも無関心ではられない任官だったであろう。

に5位蔵人となることで三事兼帯となった。宮崎康充氏の研究によりつつ、注目すべき点を3点ほどあげておく。

- 三事兼帯者が12世紀以後、勸修寺流藤原氏（為房以降）、内麻呂流藤原氏（資業流、広業流）、高棟流桓武平氏（時範以降）の3つの門流出身者に限定され、例外は、「俊憲・貞憲兄弟以外にはいない」こと
- 「三事兼帯が実務官僚の名誉であるという観念」が出来上がったのは12世紀後半で、新興の実務官僚である為房流・時範流では父祖の官職が佳例と強く意識され、同じ官への就任をことさらに望んだこと
- 為房の子息である顕隆・朝隆、孫である顕頼、顕遠らの三事兼帯はこうして実現されたこと

以上である（宮崎2000, pp.9-14）。

為房の子孫で顕遠の子である惟方も、父祖の伝統を担い、また兄である光頼の三事兼帯（久安4（1148）.4.27.-久安5.8.22.）の例を追って、保元2年に三事兼帯の栄誉を担ったのである。

しかし、その10月23日に俊憲が5位蔵人となって三事兼帯し、翌年11月26日には貞憲が5位蔵人となり兄弟ならんで三事兼帯の名誉をになった。すでにその3ヶ月前の8月10日、貞憲が弁を兼ねたときに「俊憲・貞憲兄弟弁官相並例」と『弁官補任』はわざわざ注記を付けている（『弁官補任』○, p.178）。実務官僚として廷尉佐から弁官へ進む道を独占しつつあり三事兼帯の佳例を独占していた（3流の一つに位置する）惟方にとって、これら信西一家による実務官僚分野への、しかも兄弟そろっての進出が、脅威に感じられた可能性は極めて高いと言えよう。

第3に、惟方が蔵人頭を去って参議に任じられた保元3年8月10日、かわりに蔵人頭となったのは俊憲であった。また翌保元4年1月2日に従3位に任じられたが、その3ヶ月後には俊憲が従3位・参議として公卿会議のメンバーとなった。

類似したキャリアの道で、俊憲は着実に惟方の後を追っており、その差



は狭まりつつあった。そして、俊憲の後に続いていたのが貞憲である。一方、後白河上皇の乳母紀伊2位の子成憲・脩憲らは、近衛コースにのって、はるかに惟方を抜かそうとしていた。

信西一家の進出が与えた波紋は、二条天皇の乳母子で為房流の実務官僚家にも及んでいたのであって、軍事蜂起の動機形成はたんに信頼一人の問題ではなかったといえよう。

### 3 共同謀議の動機形成

以上、信頼と惟方をつうじて、信西一家の進出が生み出した波紋を考えてみたのだが、これは、なにも2人に限ったことではなく、さらに広がりをもつものであった。

たとえば、やはり平治の乱で信頼側に立って参加した藤原成親にも同様の問題があてはまる。成親は、保元3年、従4位上で11月26日に左少将から右中將に転じているのだが、左少将第2位の成憲が、成親を越えて8月11日に左中將に転じている<sup>78)</sup>。『近衛府補任』の編者市川久氏は、保元3年の「左中將」藤原成憲の項に、「任左中將，八月十任，元左少將〈元少將第二，超成親朝臣〉」と、記されている。市川氏のご指摘のとおり、この超越<sup>79)</sup>は注目されるべき問題であろう。

この点で翌年正月3日の朝覲行幸に際しての行幸の「賞」を信頼が成親に譲り、成親は正4位下に叙された事実が注目される（『補任』⊖，p.461）。

推測するに、上記の成親の不満をみてとった信頼が「賞」の譲与という形で成親の取り込みをはかったのではないだろうか。そうした経緯から成親は信頼と同へと傾いたものと推考される。

類例はまだある。平治元年5月1日、官方で、貞憲が右少弁から権左少

78) 成憲は、同年はじめは正5位下だったが、正月27日に従4位下（臨時）に叙され（位階でも成親に並び）、さらに官職面で、成親を追い抜いていったのである。その8月10日に成憲は遠江守から播磨守に遷任されており、秋の除目の「下名」で「加任」され、従4位上に叙された。この8月10日の除目は前述の惟方は参議に任じられた除目である。

79) 百瀬今朝雄「超越について」（百瀬2000，pp.175-196）参照。

弁に転任し、即日従4位下(臨時)に叙されたのだが、これは正5位下左少弁藤原朝方を超えるものであった。『弁官補任』は「四位少弁例」としてこれを注記しているが、この逆転を解消するために、貞憲は同年閏5月25日権右中弁に転任した。「依<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>四位<sub>一</sub>、越<sub>二</sub>左少弁朝方<sub>一</sub>」との本文をかかげ、注記で「依<sub>レ</sub>位転任例」と記された(『弁官補任』㊦, p.186)。

以上の家格秩序破壊自体は、藤原宗忠が白河院政を評して「賞罰分明、愛惡ヲ掲焉、貧富顕然也、依<sub>二</sub>男女之殊寵多<sub>一</sub>、已天下之品秩破也」<sup>80)</sup>と評した文言で周知のごとく、院政そのものの特徴であり、なにも信西一家だけの問題ではなかろう。しかし、門地低く、卑官にして入道した信西一家の子息による超越の衝撃は、ひときわ大きなものであったに相違ない。保元の乱後の院政派、親政派という路線対立あるいは大義名分の底流において、比較的身分が不安定な、院近臣層・実務官僚層のとくに2、3男層による、信西一家進出に対する強い反感が存在したと考えられるのである。平治の乱の当初の蜂起に名を連ねる貴族はまさにこうした人々であった<sup>81)</sup>。平治の乱とよばれる軍事蜂起の目的は、おそらく当初から信西一人の排除ではなく、一家としての排除であり、謀叛参加貴族の共通意思として信西一家のほとんどが流罪となったと推考される。

こうした、恨み、不満不平あるいは漠然とした不安が、参加貴族の行動を動機づけた基礎的条件あるいは私的側面であったものと推察される<sup>82)</sup>。

一方、参加貴族における蜂起の「共通の正当性の確信」<sup>83)</sup>はどのようなものと考えたらよいのだろうか。かりに上記の基礎的参加条件を共有した貴族達に対しても、上述の不平不満を標榜するだけでは積極的な蜂起参加

80) 『中右記』大治4年(1129)7月7日条(『中右記』㊦, p.66)。

81) 「後白河上皇の妃で二条天皇の生母である懿子の兄に当たっているのが、新帝の外舅(ママ)として、当時においては権勢を占断し得る地位を占めいた」とされ(龍肅1962, p.204)、また後白河上皇の従兄弟でもあった藤原経宗についてはもはや検討する余裕がない。松島周一氏の専論(同, 1993)を参照されたい。

82) しかし、歴史学では参加貴族個々の心情そのものにこれ以上詳細には踏み込みことはできない(遅塚忠躬2010, P.152)。

83) この点については、遅塚忠躬2010, p.126参照。

を呼びかける大義名分にはなりにくかったものと想定されるからである。一般的に考えれば、〈君側の奸を除く〉、〈貴族社会のあるべき秩序の維持〉、〈生存権の主張〉などがすぐ想起される。この点で筆者は親政派の主張が参加貴族の大義とされたのではないかという展望を有しているが、この点の検証はすべて別稿に譲らなければならない<sup>84)</sup>。

## 結び

最後はかなりかけ足になってしまったが、本稿で論じたことをまとめて結びとしたい。

第1に、元木泰雄氏による藤原信頼の再評価は、その前提・論証・結論とも支持しえない。これは二章末で小活したのでここでは繰り返さない。

第2に、信頼の謀叛を考えるにあたっては、信頼、信西を個人として考えるべきではなく、〈家〉として考えるべきであり、その点で、『愚管抄』の記述に従うべきである。

第3に、第2のように考えた場合、信頼は、信西の子息らの進出に危機感を抱いていたと推定され、次世代を見すえたとき、通常的手段によっては挽回し得ないとの展望を描かざるをえなかったものと思われる。

第4に、こうした信西一家の貴族社会への進出は、旧来の実務官僚家・院近臣家、とくにその2、3男に波紋と反感をもたらしたものと推察され、これが、信頼と惟方・成親らが連携する背景にあったものと推定される。

以上の平治の乱の基本構図は竹内理三・龍肅らの研究では、少ない記述ながら、すでに着目されていた観点であり、今後の平治の乱研究において

84) この点では、惟方・経宗らのプレーンと指摘される(飯田悠紀子1979, P.143), 九条左大臣藤原伊通の著作『大槐秘抄』が重要であり、「信頼は、天皇親政派藤原惟方の甥(母方)に当たり、弟信俊は惟方の聲に迎えられていた関係から、天皇親政派とも結ぶことができた」(竹内理三1999, p.230)という信頼と惟方との接点も関係する。しかし、この点の展望を根拠を示して記述するには、事件の経緯の検討、参加貴族の関係、『大槐秘抄』のテキスト分析が必要となるために本稿でこれを記す余裕がない。

は、こうした古典的な研究の視点を再度しっかりと継承し直す必要がある。

本稿で論ずべくして論じられなかった点が多い。

信頼謀叛の背後に後白河上皇の意思を想定する河内祥輔氏の研究についてほとんど触れえなかった<sup>85)</sup>。また、多賀宗隼氏以来多くの支持者を有する清盛陰謀説についてもまったく言及できなかった。別稿を期したい。

ただ、あらかじめ一言だけ言及しておく、上記2説の示唆する〈背後の後白河の意思〉や〈清盛の陰謀〉という主張は、残された史料によっては事実 (facts) として確定しえないものである。2説があえて分け入ろうとする真理 (truth) の闇に踏み込まなくても、古典学説を正面から受けとめるならば、その延長線上において、平治の乱は十分に理解できるものと筆者は考えており、またそれが、歴史学の基本任務に忠実な道であろうと考えるものである<sup>86)</sup>。

---

85) 別稿Ⅲにて、河内氏の所論の半ばについて検証した。ご参照いただきたい。

86) この点は、遺著となった『史学概説』で遅塚忠躬が繰り返し指摘したところのものである (遅塚忠躬2010, p.10参照。)

## 〔参考文献〕

- 飯田悠紀子 (1979) 『保元・平治の乱』 教育社
- 石井進 (1984) 『日本歴史大系 1』 第四章「平氏政権」 山川出版社, (2004\*)  
『石井進 著作集③』 岩波書店
- 家永三郎 (1982) 『日本文化史 第2版』 岩波新書
- 井原今朝男 (1995) 『日本中世の国政と家政』 校倉書房
- 岩崎小弥太 (1959) 「少納言信西入道」 『国学院雑誌』 60-6
- 大隅和雄 (1986) 『愚管抄をよむ』 平凡社選書 (2012a\*) 講談社学術文庫  
——— (2012b) 『愚管抄全現代語訳』 講談社学術文庫
- 河内祥輔 (2002) 『保元の乱・平治の乱』 吉川弘文館
- 木下聡 (2006) 「武家官途としての左馬頭」 (2011\*) 『中世武家官位の研究』  
吉川弘文館
- 黒板伸夫 (1981) 「「参議」に関する一考察」 『山中裕編 平安時代の歴史と文学 歴史編』 吉川弘文館 (1995\*) 『平安王朝の宮廷社会』  
吉川弘文館
- 五味文彦 (1984) 『院政期社会の研究』 山川出版社  
——— (1987) 『平家物語 史と説話』 平凡社選書
- 日下力 (1992) 「平治物語 解説」 『新日本古典文学大系 保元物語 平治物語承久記』 岩波書店  
——— (1997) 『平治物語の成立と展開』 汲古書院
- 五味文彦 (1984) 『院政期社会の研究』 山川出版社  
——— (1987) 『平家物語 史と説話』 平凡社選書
- 佐古愛己 (2012) 『平安貴族社会の秩序と昇進』 思文閣出版
- 櫻井秀 (1919) 「藤原通憲入道信西 上・中・下」 『歴史地理』 44-3,5,6
- 下郡剛 (1999) 『後白河院政の研究』 吉川弘文館
- 曾我良成 (2011) 「二条天皇と後白河法皇の応保元年」 『名古屋学院大学論集 (言語・文化編) 22.No2』
- 高橋昌明 (1984) 『清盛以前』 平凡社選書 (2011\*) 『増補改訂 清盛以前』  
——— (2007) 『平清盛 福原の夢』 講談社選書メチエ
- 多賀宗隼 (1977) 「平家一門」 『日本歴史』 354
- 竹内理三 (1962) 「院政と平氏政権」 『岩波講座日本歴史 中世 1』 (1999\*)  
『竹内理三著作集⑥』 角川書店  
——— (1965) 『武士の登場』 (中央公論社『日本の歴史⑥』) (2004\*) 中  
公文庫, 付録は (2007) 『別巻』 に再録  
——— (1978) 「平将門の乱と関東武士」 (1999\*) 『竹内理三著作集⑤』 角

## 川書店

- 田中稔 (1976) 「院政と治承・寿永の乱」『岩波講座日本歴史 古代4』  
(1991\*) 『鎌倉幕府御家人制度の研究』 吉川弘文館
- 棚橋光男 (1995) 『後白河法皇』 講談社選書メチエ
- 玉井力 (2000) 『平安時代の貴族と天皇』 岩波書店
- 遅塚忠躬 (2010) 『史学概論』 東京大学出版会
- 辻善之助 (1969) 『日本文化史Ⅱ平安時代』 (再刊第1刷) 春秋社
- 土田直鎮 (1965) 『王朝貴族』 (中央公論社『日本の歴史⑤』) (2004\*) 中公  
文庫
- 中村文 (1986) 「信西の子息達」『和歌文学研究』 53
- 野口実 (1995) 「書評 元木泰雄『武士の成立』」『歴史学研究』 673
- (2007) 『源氏と坂東武士』 吉川弘文館
- 橋本義彦 (1976) 『平安貴族社会の研究』 吉川弘文館
- 早川厚一 (2007) 「『平治物語』成立論の検証——『保元物語』『平治物語』『愚  
管抄』との関係について——」『名古屋学院大学論集 (言  
語・文化編) 19.No1』
- (2012) 「『保元物語』『平治物語』合戦譚の検証」『名古屋学院大学  
論集 (言語・文化編) 23.No2』
- 古澤直人 (1991) 『鎌倉幕府と中世国家』 校倉書房
- (1997) 「日本近代法史学史における「中世」」『法制史研究』 46
- 星野恒 (1909) 『史学叢説』 第二集, 富山房
- 本郷恵子 (2008) 『京・鎌倉 ふたつの王権』 小学館
- 松島周一 (1987) 「平治の乱について」『日本歴史』 469
- (1993) 「藤原経宗について」『愛知教育大学研究報告』 第42輯
- 松蘭斎 (2001) 「(書評) 百瀬今朝雄著『弘安書札礼の研究』」『日本史研究』  
466
- 丸山真男 (1948) 「人間と政治」(1995\*) 『丸山真男集 3』 岩波書店
- 美川圭 (2006) 『院政』 中公新書
- 宮崎康充 (2000) 「三事兼帯と名家の輩」『日本歴史』 626
- 元木泰雄 (1986) 「院政期政治史の構造と展開」『日本史研究』 283
- (1988) 「保元の乱における河内源氏」『大手前女子大学論集』 22
- (1994) 『武士の成立』 吉川弘文館
- (1996) 『院政期政治史研究』 思文閣
- (2000) 『平清盛の戦い』 角川叢書 (2011b\*) 角川ソフィア文庫
- (2002a) 「源義朝論」『古代文化』 6

- (2002b) 『日本の中世 8 院政と平氏, 鎌倉政権』中央公論新社
- (2002c) 『日本の時代史 7 院政の展開と内乱』
- (2004) 『保元・平治の乱を読みなおす』NHKブックス (2012b\*)  
『保元・平治の乱』(改題) 角川ソフィア文庫
- (2011a) 『河内源氏』中公新書
- (2012a) 『平清盛と後白河院』角川選書
- 百瀬今朝雄 (2000) 『弘安書札礼の研究』東京大学出版会
- 吉川真司 (1998) 『律令官人制の研究』塙書房
- 龍肅 (1962a) 『平安時代』春秋社
- (1962b) 『日本文化史II』春秋社
- 安田元久 (1974) 『日本の歴史⑦ 院政と平氏』小学館
- \* 再録, 増補あるいは文庫化などによって再版されており, 筆者が把握している場合はその書誌情報を載せ, \*印の該当ページで引用書を示した。

## Consideration of the Nobuyori Fujiwara (藤原信頼) Rebellion in the Heiji Disturbance: A Reappraisal and an Analysis of Motives

Naoto FURUSAWA

### 《Abstract》

Nobuyori Fujiwara has not been considered a powerful figure in Japan's history, but, thanks to Mr. Yasuo Motoki's reappraisal of Nobuyori since 2004, our understanding has changed and Nobuyori Fujiwara is now judged to have exerted much more power than we thought. In current academic circles, Motoki's views exert a strong influence. This paper is part of the writer's research on the rebellion, and an investigation of the motives behind the rebellion is its first aim. To test Mr. Motoki's ideas is the second. The results are as follows.

- (1) The reappraisal of Nobuyori Fujiwara cannot be supported.
- (2) In considering the rebellion, Nobuyori and Shinzei (信西) should not be considered as individuals but as <families>, and we should follow the descriptions given in "Gukansyo (愚管抄)".
- (3) It seems that Nobuyori felt a sense of crisis before the many able sons of the Shinzei family and when he looked at the next generation, he could not regain the status quo ante through the usual means.
- (4) The Shinzei family's advance into aristocratic circles evoked strong animosity, especially towards the 2nd or 3rd sons of the middle class aristocratic family. This is presumed to be the background against which Korekata (惟方) and Narichika (成親) and other participants joined forces in the rebellion.